

第2次西宮市人権教育・啓発に 関する基本計画

平成31年(2019年)4月

西宮市・西宮市教育委員会

はじめに

我が国では、日本国憲法のもとに基本的人権など人権思想の普及高揚を図ってまいりました。平成12年（2000年）に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行されて以降も、各種の人権課題に対応する法整備も行ってきております。

本市では、早くから人権の重要性について認識し、市政全般において人権施策を進め、平成12年（2000年）に「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画を策定、平成21年（2009年）には「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、人権施策を推進してまいりました。

しかしながら、偏見や差別は依然として存在しており、高齢者や児童等に対する虐待や学校における「いじめ」など、重大な人権問題が存在しています。また、情報化等急速な社会の変化に伴い、インターネット等による差別書き込みやヘイトスピーチ、性的マイノリティへの偏見など、新たな人権問題が顕在化しています。

第5次西宮市総合計画においても、施策分野の一つに「人権・多文化共生・平和」が掲げられており、「全ての人の人権が尊重され、多様な価値観やライフスタイルを互いに認め合うことができるまちを実現する」ことを、その目的としています。

このような現状を踏まえ、人権尊重を全ての施策に共通する理念として位置付け、前基本計画の取組みを継承させるべく、新たに「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」を策定いたしました。

今後は、これまでと同様、基本計画に基づき、市民や事業者の皆様とともに、全ての人の人権が尊重され、こころ豊かで充実したまち西宮を目指して、更に取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、市民意識調査やパブリックコメントにご協力をいただきました多くの市民の皆様、各方面の関係者の方々に心から感謝申し上げますとともに、市民の皆様の一層のご理解・ご協力をお願い申し上げます。

平成31年（2019年）4月

西宮市長
石井登志郎

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画

目 次

	ページ
第1章 基本計画の主な考え方	
1 基本計画が担う役割及び策定の意義	1
2 基本計画の性格	
(1) 計画策定の背景	1
(2) 基本計画の位置付け	2
(3) 第1次基本計画からの主な変更点	2
計画書から「知ってほしいこと・学んでほしいこと」のナビゲーション	3
第2章 人権をめぐる現状	
1 西宮市民意識調査結果より	
(1) 人権尊重についての意識	4
(2) 人権に関わる問題への関心	6
第3章 基本計画の方向性	
1 基本理念と2つの大切な視点	8
2 基本目標	11
3 施策体系	13
4 主要な人権課題	
(1) 女性の人権	14
(2) 子供の人権	17
(3) 高齢者の人権	19
(4) 障害のある人の人権	21
(5) 同和問題（部落差別）	24
(6) 外国人の人権	26
(7) インターネットによる人権侵害	27
(8) さまざまな人権課題	28

第4章 人権教育・啓発の施策の方向・推進体制

1 啓発

- (1) 啓発の目的・内容 32
- (2) 啓発の手法・手段 33

2 教育

- (1) 就学前教育 34
- (2) 学校教育 34
- (3) 社会教育 36

3 職員研修等

- (1) 行政職員 37
- (2) 教職員等 37
- (3) 社会教育関係職員等 37
- (4) 保育・保健・福祉・医療関係職員等 38

4 計画推進へ向けて

- (1) 市の実施体制 39
- (2) 相談体制等の充実 39
- (3) 関係機関・団体との連携 41

資料編

- 1 人権問題をめぐる取組み状況 42
- 2 人権に関連する法令等 45
- 3 策定経過・策定委員名簿 59

※(注)「こども」の漢字表記について

本計画では、「西宮市の公用文の作り方に関する規程（昭和58年2月25日 西宮市訓令第11号）」に基づき、法律の名称などで「子ども」と表記されている場合を除き、「子供」と表記しています。

第1章 基本計画の主な考え方

1 基本計画が担う役割及び策定の意義



西宮市人権教育・啓発に関する基本計画を策定することの意義及び本計画が担うべき役割について、冒頭で次のとおり示します。

■人権をめぐる現状の明示

市民一人ひとりが人権をめぐる現状や課題について正しく理解し、共通の認識を持つことが必要です。

■あらゆる場における取組みの必要性の明示

人権教育・啓発については、学校、行政、民間団体、家庭や地域等日常のあらゆる場面で行われるため、市民一人ひとりがあらゆる機会を通じて取組みをすすめることが必要です。

■人権教育・啓発の方向性の明示

本市における人権教育・啓発の推進にあたり、市民の主体的な取組みを支援していくため取り組むべき内容や具体的施策の方向性を示すことが必要です。

2 基本計画の性格



(1) 計画策定の背景

国連では、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までを「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、国内でも「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。更に、平成16年（2004年）には「人権教育のための国連10年」の取組みを継承し、世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界計画」が採択されました。

また、本市においても平成12年（2000年）には、総合的な人権教育・啓発を推進していく上で、「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画を策定しました。

この行動計画に基づき、人権教育・啓発に取り組んできましたが、目標年度である平成20年度（2008年度）の終了にあたり、行動計画を継承、発展させるべく、平成21年（2009

年)に、「西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「第1次基本計画」という。)を策定しました。

今回、その計画期間が終了することから、「第1次基本計画」の取組みを継承する「第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「本計画」という。)を策定することとしました。

(2) 基本計画の位置付け

- 本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の規定に基づき策定された国の基本計画ないし、県の指針の趣旨に沿って策定したものです。
- 本計画は、「第5次西宮市総合計画」に基づく人権教育・啓発の施策の推進に関する部門別計画としての役割を有します。
- 本計画の期間は、平成31年度(2019年度)から2028年度までの10年間とします。

(3) 第1次基本計画からの主な変更点

- 本計画では記載内容を「人権教育・啓発(職員研修等含む)」に特化し、対象範囲が明確になるようにしています。
- 本計画の内容から特に「何を知ってほしいのか・学んでほしいのか」を、計画内に示し、それがどこに記載されているのかをまとめて図式化した「ナビゲーション」を作成しました。

計画書から「知ってほしいこと・学んでほしいこと」のナビゲーション

いちばん大切にしたい『2つの視点』

自己肯定感

多様性

P8

～「人権」とは？「基本計画」における定義について～

P24

～「差別」について考えてみましょう～

P31

～家庭・地域での「子供への接し方」を考えてみましょう～

P35

～学校・保育所・幼稚園で取り組んでいる
「子供への人権教育」～

P36

～社会教育・啓発における市の取組み～

P39

～あなたの人権。もし、侵害を受けてしまったら～

～わたしたちがめざすべき姿～

人権文化の花咲くまち 西宮

「日常生活の中で、お互いの人権尊重を自然に感じたり、考えたり行動できるまち」

第2章 人権をめぐる現状

1 西宮市民意識調査結果より



本計画の策定に当たって、本市の人権をめぐる現状を把握するため、平成29年度（2017年度）西宮市民意識調査において、「人権問題」のテーマを数問設定しました。調査結果から、市民の人権に関する意識や実態は次のように示されます。

参考：「西宮市民意識調査」

…市政に対する市民の意識とその動向を把握するとともに、積極的に市民の声を聴き、今後の施策策定並びに市政運営上の基礎資料とするため、毎年市が実施している調査。

〈調査の概要など〉

調査対象	平成29年8月1日現在の住民基本台帳に登録されている20歳以上の市民 (外国人住民含む)
抽出方法	系統的無作為抽出（コンピューターによる等間隔抽出）
標本数	3,500
調査方法	郵送法（調査票の配布・回収は、全て郵送による）
調査期間	平成29年9月1日～9月30日
回収結果	有効回収数：1,798 有効回収率：51.4%

(1) 人権尊重についての意識

『あなたは、身の回りで人権が尊重されていると思いますか。』の問いでは、回答者全体では、「非常にそう思う」9.5%、「少しそう思う」33.5%で、「人権が尊重されている」と答えた割合が43.0%となりました。

一方、回答者全体では、「あまりそう思わない」8.6%、「全く思わない」2.2%で、「人権が尊重されていない」と答えた割合が10.8%となりました。

また、回答者全体では、「どちらともいえない」と答えた割合が40.3%となり、「尊重されていない」と答えた割合との合計で、5割を超えています。

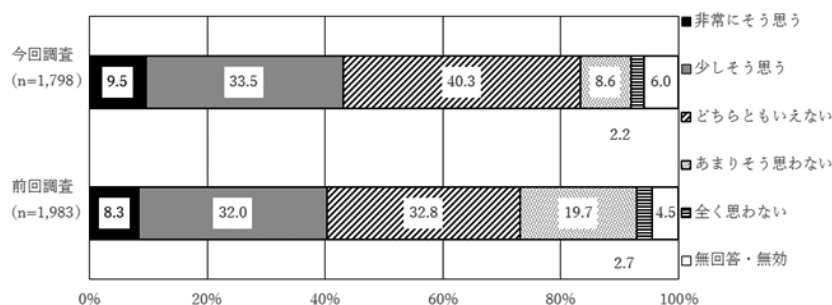
また、前回調査^{※1}との比較では、「人権が尊重されている」と答えた割合は、2.7ポイント多く、「人権が尊重されていない」と答えた割合は、11.6ポイント少なくなりましたが、「どちらともいえない」と答えた割合も、7.5ポイント多くなっています。

※1 前回調査……直近で人権問題の設問が付された平成24年度市民意識調査を指す。

・次ページ以降の図表中の「n」は、設問に対する有効回答者数を意味している。

【図表1 前回調査との比較】

『あなたは、身の回りで人権が尊重されていると思いますか。』

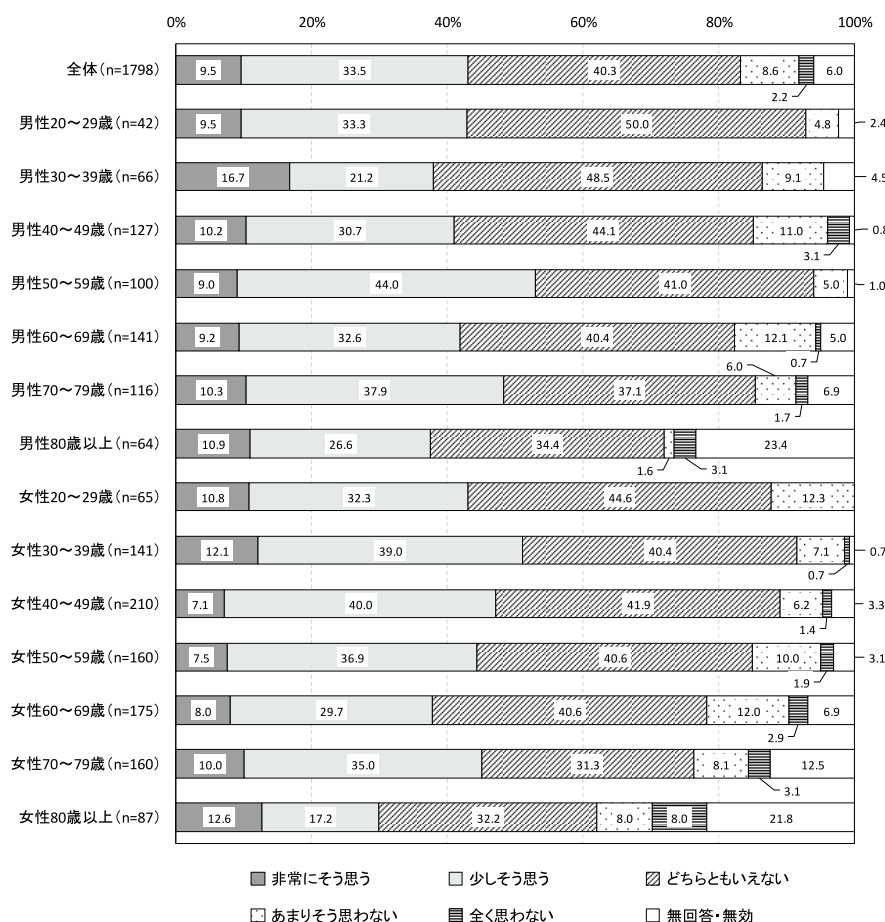


年代・性別ごとの回答では、「人権が尊重されている」と答えた割合が高かったのが、50歳代男性の53.0%と、全体を10ポイント上回っています。以下、30歳代女性、70歳代男性、40歳代女性、70歳代女性、50歳代女性において、回答者全体における割合を上回っています。

一方、それ以外の年代・性別においては、「人権が尊重されていない」または「どちらともいえない」と答えた割合が、回答者全体における割合に対し、相対的に高くなっています。

【図表1-2 全体／性別・年代別（今回調査）】

『あなたは、身の回りで人権が尊重されていると思いますか。』



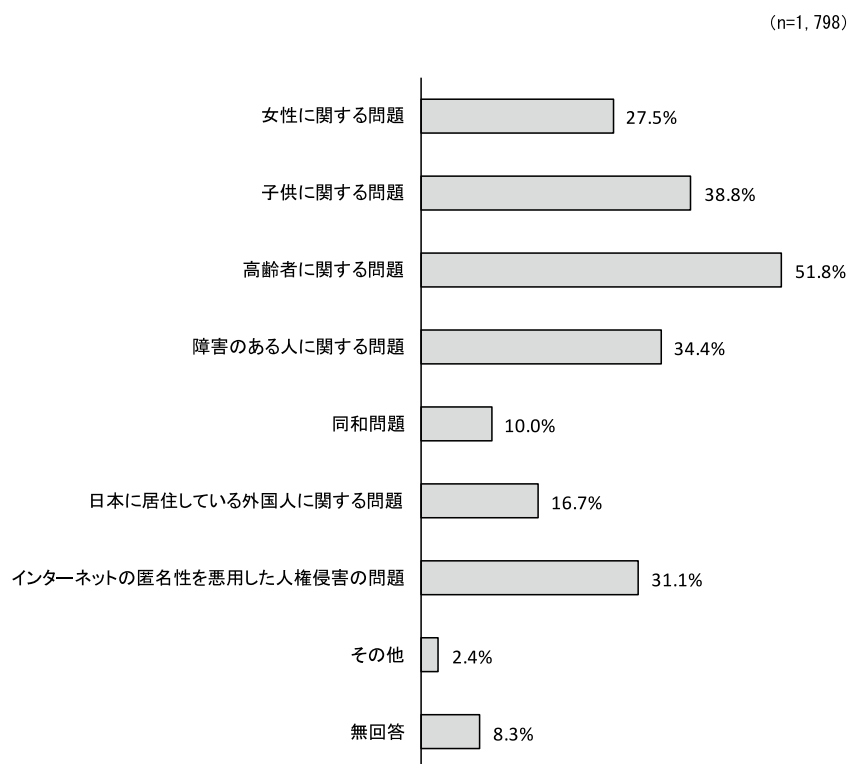
(2) 人権に関わる問題への関心

『日本の社会には人権にかかわる色々な問題がありますが、関心を持っているものは何ですか。』の問いでは、回答者全体では、「高齢者に関する問題」が51.8%と最も高く、次いで「子供に関する問題」が高くなっています。

一方、回答者全体では、「その他」「無回答」を除き、「同和問題」が10.0%と最も低くなっています。

【図表2】

『日本の社会には人権にかかわる色々な問題がありますが、関心を持っているものは何ですか。』
(今回調査：n=1,798 ※複数回答)



年代・性別ごとの回答では、「高齢者に関する問題」と答えた割合が高かったのが、男女ともに60歳代以上で、全体を10ポイント以上上回っていますが、20歳代から40歳代においては、いずれも全体を10ポイント以上下回っています。

一方で、「子供に関する問題」と答えた割合が高かったのが、20歳代から40歳代で、特に女性において高く、全体を15～20ポイント程度上回っていますが、50歳代以上では、いずれも回答者全体における割合を下回っており、両者については、年代により関心割合に差があることが示されています。

また、「女性に関する問題」と答えた割合が高かったのが、20歳代から30歳代の女性で、全体を20～30ポイント程度上回っていますが、各年代の男性においては、いずれも回答者全体における割合を下回っており、性別により関心度合に差があることが示されています。

一方、「その他」「無回答」を除き、回答者全体における割合が最も低かった「同和問題」については、いずれの年代・性別においても選択した割合が低く、年代・性別を問わず、関心度合が低く推移していることが示されています。

【図表2-2 全体／性別・年代別（今回調査）】

『日本の社会には人権にかかわる色々な問題がありますが、関心を持っているものは何ですか。』（今回調査：n=1,798 ※複数回答）

(単位：%)

	女性に関する問題	子供に関する問題	高齢者に関する問題	障害のある人に関する問題	同和問題	外国人に関する問題	日本に居住している インターネットの 匿名性を悪用した 人権侵害の問題	その他	無回答
全体 (n=1,798)	27.5	38.8	51.8	34.4	10.0	16.7	31.1	2.4	8.3
男性 20～29歳 (n=42)	19.0	31.0	<u>19.0</u>	<u>23.8</u>	4.8	16.7	54.8	2.4	7.1
男性 30～39歳 (n=66)	19.7	48.5	<u>25.8</u>	27.3	9.1	36.4	24.2	1.5	9.1
男性 40～49歳 (n=127)	18.1	39.4	<u>36.2</u>	33.1	13.4	19.7	44.9	3.9	3.9
男性 50～59歳 (n=100)	<u>17.0</u>	<u>26.0</u>	44.0	35.0	18.0	27.0	37.0	5.0	8.0
男性 60～69歳 (n=141)	19.9	31.2	66.7	52.5	12.8	22.7	36.2	0.7	7.1
男性 70～79歳 (n=116)	<u>11.2</u>	35.3	69.0	37.1	13.8	16.4	<u>16.4</u>	3.4	7.8
男性 80歳以上 (n=64)	<u>10.9</u>	<u>20.3</u>	67.2	35.9	6.3	7.8	<u>12.5</u>	3.1	20.3
女性 20～29歳 (n=65)	60.0	61.5	<u>27.7</u>	29.2	9.2	20.0	33.8	0.0	3.1
女性 30～39歳 (n=141)	48.2	62.4	<u>27.7</u>	26.2	10.6	11.3	29.1	1.4	5.7
女性 40～49歳 (n=210)	36.2	52.9	<u>38.1</u>	28.6	9.5	13.3	38.1	1.9	6.2
女性 50～59歳 (n=160)	31.3	31.3	50.0	34.4	4.4	15.6	36.9	2.5	3.8
女性 60～69歳 (n=175)	29.1	37.1	68.0	39.4	13.7	16.6	29.1	4.6	9.7
女性 70～79歳 (n=160)	21.9	31.3	68.1	36.3	6.3	13.1	25.0	1.3	14.4
女性 80歳以上 (n=87)	18.4	<u>21.8</u>	74.7	<u>24.1</u>	6.9	9.2	<u>10.3</u>	1.1	19.5

※表内の網掛け部分は、全体を10ポイント以上上回るものを示している。
表内の下線斜体部分は、全体を10ポイント以上下回るものを示している。

第3章 基本計画の方向性

1 基本理念と2つの大切な視点



〈人権の定義〉

人権教育・啓発とは何かを考える場合、まず「人権」そのものの概念について共通した認識を持つ必要があります。

人権の内容は時代とともに変化してきました。18世紀市民革命期のフランス人権宣言に代表される、思想・信仰・言論の自由などの古典的自由権から、20世紀の「世界人権宣言」や日本国憲法において保障されている基本的人権には、教育や社会保障を受ける権利などの社会権をも含む概念になってきています。

更に最近では、地球資源の有限性や環境との共生などの観点から、世界の人々の連帯によってはじめて実現できるような「環境の権利」や「発展の権利」などにまで拡がりをみせています。

こうした流れの中で、本計画においては、「人権」とは、「全ての人々が人間の尊厳に基づき有する固有の権利であり、人々が生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むに欠かすことのできない権利である。」と定義します。

人権は何よりも大切なものであり、あらゆる場面で尊重されなければなりません。国や地方公共団体は、全ての個人の人権を保障するべきです。また、当然ながら、人権は個人相互の関係においても尊重されるものです。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～「人権」とは？〈「基本計画」における定義について〉～

私たちは自分の「人権」が侵害されていることに気づけなかったり、気づかないうちに他人の「人権」を侵害してしまったりするかもしれません。自分や他人の「人権」を尊重するためには、まず「人権」とはこういったものなのかを知ることが大切です。そこで、「人権」の定義について、もう少し分かりやすい表現を用いながら、具体的に見ていきましょう。

●人間が、一人ひとり「人間として」生きる上で欠かすことのできないもの

人権は、一人ひとりが人間として生きていく上で欠かすことのできない権利であり、主に、次のような事柄が保障されます。

- ・『安心』… 「いやだ」と思うことをされなくて、安心して生活を送ることができる。
- ・『自信』… ありのままの自分を大切にすることができる。
- ・『自由』… 自分で生き方を決めることができる。

・上記に記載の人権の考え方については、NPO法人CAPセンター・JAPANにおける「CAP（キャップ Child Assault Prevention / 子供への暴力防止）プログラムを参照しています。

●国家が、国で生活する全ての人の自分らしい生き方を保障するもの

人権は、国家によって、どんな人に対しても等しく、一切の義務を問われることなく、無条件に保障されるものです。

- (例)・生後間もない新生児でも、高齢者でも、同じように日常の暮らしを保障。
・税金をいくら払った、社会にどれだけ貢献した、等に関わらず、日常の暮らしを保障。

また、国や地方公共団体は、国民一人ひとりの人権が侵害されることを積極的に防ぐ、という側面もあります。

〈人権尊重のまちづくりへ〉

人々の価値観やライフスタイルの多様化が進んでいる現在の社会では、一人ひとりの個性を尊重し、お互いの違いを認め合い、共に支えあう「共生社会」の実現が求められています。

そのためには、日常の交流を通して、お互いが「こころの壁」をとりはらい、それぞれの価値観やライフスタイルの違いを受け入れ、相手の気持ちや立場を理解し、自分以外の人を思いやる感性を磨いていくことが大切です。これらの積み重ねが、日常の身近なできごとを人権の視点から考えることにつながり、人権を尊重することを当然のこととして自然と行動に結びつけられるようになります。

このように、私たち一人ひとりがお互いの人権の尊重を感性としてはぐくみ、日常生活のなかで人権尊重が自然に態度や行動として表れることが文化として定着している社会を目指し、本計画の基本理念を次のとおりとします。

【基本理念（めざすべき姿）】人権文化^{※1}の花咲くまち 西宮をめざして

そして、これからの10年間において、この「基本理念（めざすべき姿）」を私たち一人ひとりが実現していくために、『いちばん大切なこと』として、私たちが持っておきたい『2つの大切な視点』を定めました。

私たち一人ひとりが日々の生活の中で、これらの視点を意識して行動することで、西宮で育つ子供や西宮で暮らす大人の誰もが自分らしい生き方をすることができる、人権問題を自ら解決しようとする力をつけていくこと（エンパワーメント）ができる、差別や偏見を見抜き、許さず、抗（あらが）うことができる、「人権尊重のまちづくり」につながります。

※1 人権文化とは……日常生活の中で、お互いの人権尊重を、自然に感じたり、考えたり行動できる状態を表します。

大切な視点① 一人ひとりの『自己肯定感^{※1}』を高める

～子供も大人も、みんな「大切な存在」～

自己肯定感の高い人、すなわち「ありのままの自分を認めることができる、ありのままの自分を大切にすることができる」人は、他者を認め、大切にすることができる人と言えます。

大人から「大切な存在」であることを伝えられて育った子供は、自己肯定感が高く、これまでの生活の中で周囲の大人から受けてきた行動（愛情）が日常（自然な状態）であり、周りの人に対してもごく自然に同じようにふるまうことができます。

自身と同じように周りの人に対しても「大切な存在」と考えることができ、対等であろうとするため、他人の意見にもしっかり耳を傾けます。

もし、相手の意見が正しければ、それを受け入れる素養、余裕があります。

自己肯定感が高いと、他の人を低く見て責めたり、攻撃的になったりする必要がありません。

このように、大人から「大切な存在」であることを伝えられて育った子供は、人を差別したりいじめたりすることのない人に育ちます。

そのため、今後10年間にわたる本計画では、西宮で育つ子供が、いかに自己肯定感を確立できるようになるのかという視点を持つことが重要です。

一方で、自己肯定感の低い大人は、子供に対して自身の大切さを伝えることが難しいことから、保護者や教員等、子供と関わりの深い大人がいかに自己肯定感を高めて、子供と接することができるようになるのか、という視点を持つことも、あわせて重要です。

大切な視点② 一人ひとりが『多様性』を認め合う

～みんなちがってあたりまえ～

私たち一人ひとりが違っていているからこそ、その人にしか持ち得ないそれぞれの色があります。あらゆるものが多様化している今日において、これからの人権教育・啓発の大きな柱として、自分自身を含めお互いの多様性（ちがい）を認め合う視点を持つことが重要です。

※1 自己肯定感とは……ありのままの自分を受け入れ、認め、自分が自分をどう感じているかによって決まる感覚のことで、「自分は大切な存在だ」「自分はかけがえのない存在だ」と思える心の状態を言います。
[self-esteem：セルフ・エスティーム]、「自尊感情」と表記されることもあります。

2 基本目標



〈人権教育・啓発の定義〉

「人権教育のための国連10年」に関する国連総会決議では「人権教育は、単に情報提供だけにとどまらず、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会階層の人々が、他の人の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法及び手段を学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べており、生涯を通じた人権教育の重要性を指摘しています。

また、人権教育とは、第一に、一人ひとりが、自らの有する人権について深い理解と認識を持ち、人権感覚を高揚させ、自分や他人の人権を尊重する態度とそれを行動に結びつける技能を身につけるための、あらゆる場を通じた訓練・研修、広報、情報提供への努力であるということが出来ます。

なお、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」では、その第2条で、人権教育を「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」、人権啓発を「国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動」と定義しています。

人権教育、人権啓発は、いずれも、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深め、更に国民の人権感覚が培われ、人権尊重の理念がはぐくまれることなどにより、人権問題を生じさせている諸要因を解消し、人権問題が解決されることを図るものであって、この両者は明確に区分されるものではありませんが、本計画においては、便宜上、「人権教育」を、「基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育の分野において行われる教育活動」とし、「人権啓発」を、「広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図る目的に行われる研修、情報提供、広報活動など」とそれぞれ定義します。

〈人権教育・啓発の推進に向けて〉

人権教育・啓発を推進する目的は、自らの有する人権について深い理解と認識を持った個々人が他人の人権も尊重し、侵害することなく、共に生きていく社会をつくることです。その結果として、人権意識・感覚が人々の日常の生活に深く根ざし、人権を尊重する考え方やそれを保障するための実際的配慮、行動が社会の隅々にまで行きわたり、それが国や時代を超えた一つの文化として高まり定着することにつながります。

「差別や偏見を見抜き、許さず、他の人を思いやり、他の人の権利を尊重し、全ての人と共に生きていくことを、誰もが当たり前であると思うようになる」ことが必要です。

本計画においては、次の4つの目標を定め「人権教育・啓発」を推進します。

■【基本目標】～取組みを進めるためのキーワード～

★基本目標①：人権についての教育・啓発

～人が有する人権とは何か。「知識」と「理解」をはぐくむ。～

まず何よりも、人権は一人ひとりが有するもの、ということを確認することが重要で、その上で、例えば人権に関する歴史、人権課題、差別や偏見が人々の意識や行動などに与える影響といった、人権に関する正しい知識を一人ひとりが学んでいく、正しい理解を深めていくための取組みです。

★基本目標②：人権のための教育・啓発

～人権問題を自ら解決しようとする「力」をはぐくむ。(エンパワメント)～

目の前で起こった人権問題を自ら解決しようとする力をつけていくこと（エンパワメント）や、参加型学習などを通じて解決につながる技能を身につけていくための取組みです。

★基本目標③：人権としての教育・啓発

～教育の保障は「人権」そのもの。「自己肯定感」をはぐくむ。～

教育を受けること自体が人権であり、様々な理由で教育を受ける機会を奪われてきた、奪われている人々へ教育の機会を保障することや、お互いを大切な存在として認め合えるよう、「自己肯定感」をはぐくんでいく取組みです。

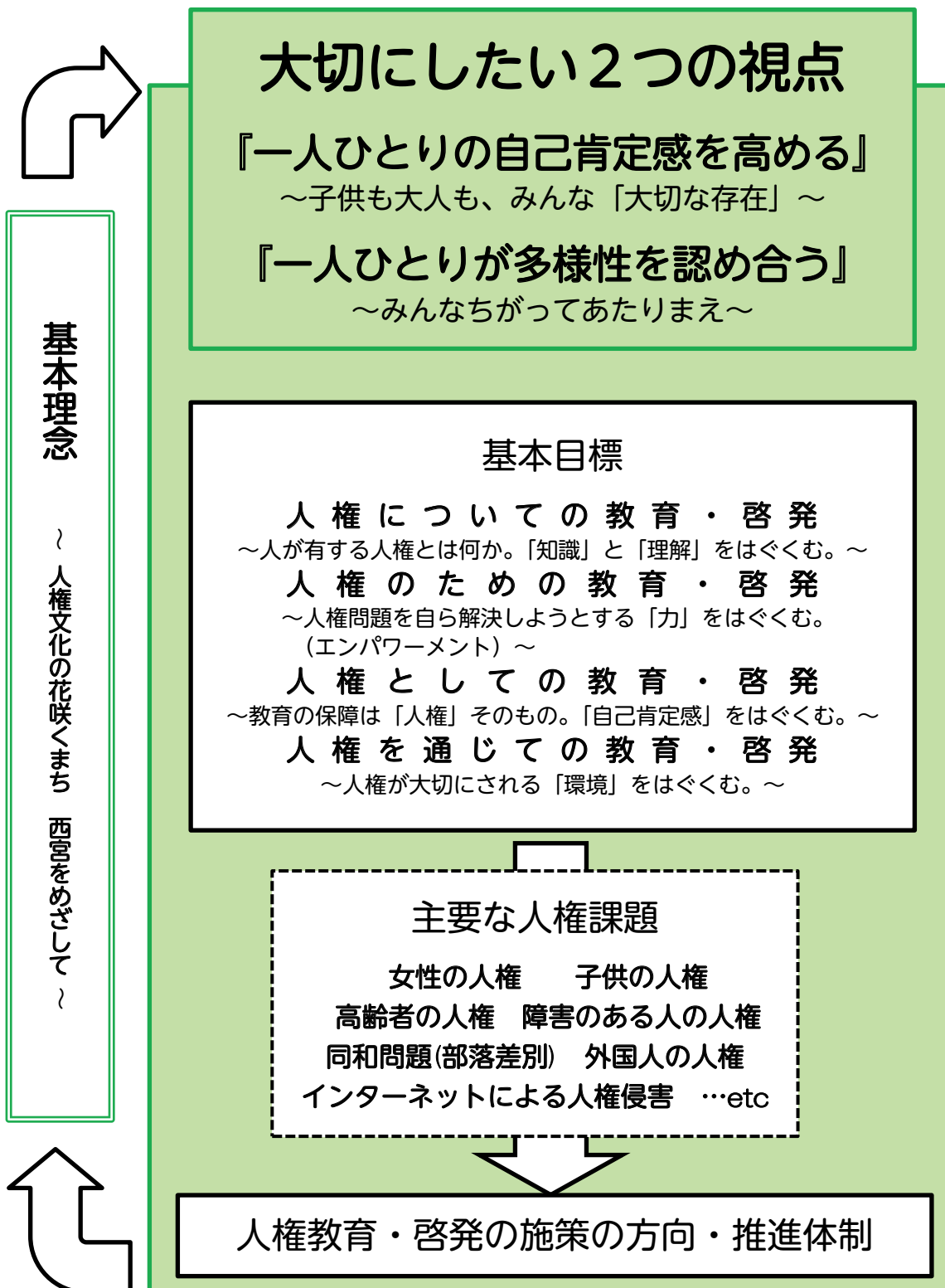
★基本目標④：人権を通じての教育・啓発

～人権が大切にされる「環境」をはぐくむ。～

いじめや虐待、セクシャルハラスメントなど、人権が大切にされていない状況下では、人権感覚は根づかないことから、人権教育・啓発を行っていくにあたり、人権が大切にされる環境をはぐくんでいく取組みです。



【ツリー・イメージ図】



4 主要な人権課題



多岐にわたる人権課題の中で、本計画における主要な人権課題を以下に示します。

(1) 女性の人権

〈現況〉

日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、各種の法律や制度の整備が図られた結果、制度上の男女の平等は概ね達成されてきています。

しかし、人々の意識や行動、社会の慣習や慣行の中には、いまだに女性に対する差別や偏見が見られ、その根底には男女の役割に対する固定的な考え方が存在しています。

また、女性への性的暴力に加え、夫やパートナー等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）が顕在化しています。その背景には、男女の固定的な役割分担意識、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況などに根ざした構造的な問題があると考えられます。従来家庭内の問題と捉えられてきた夫やパートナー等からの暴力は、明らかに女性に対する社会的な人権侵害です。

このような社会の状況は、真の男女共同参画の達成を困難にし、様々な分野で個性と能力を発揮することを望んでいる女性は勿論、男性の生き方をも狭めています。男女が対等なパートナーとして、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができるよう、社会のあらゆる分野への活動に参画する機会を保障していくとともに、能力や個性を発揮できる環境づくりを進めることが求められています。

現況を表す数値

- ・ DVに関する相談受付件数（平成29年度）… 791件
※市民局資料より。（ただし、電話、来所等を合わせた件数。）

参考

各国の男女格差を示す「ジェンダーギャップ指数^{*1}」（2017年）において、日本の順位は144か国中114位であり、世界各国と比べ、相対的ではあるものの、男女格差が大きいことが示されています。

※1 ジェンダーギャップ指数とは……世界経済フォーラム（World Economic Forum）が毎年発表している、国ごとの男女格差を測る指数。
①経済活動の参加と機会（雇用における男女格差）、②教育（初等教育や高等・専門教育への就学における男女格差）、③健康と寿命（出生時の性別比、平均寿命の男女差）、④政治への関与（議会等の意思決定機関への参画などにおける男女格差）の4つの分野ごとの指数を算出。
なお、2017年においては、④政治分野における指数（順位）が低く推移しています。

〈課題及び方向性〉

- ☆女性の人権を侵害する様々な問題は、性差別意識や固定的な性別役割分担意識に起因することから、男女共同参画の理念やジェンダーに基づく問題の理解を深め、男女が互いに尊重し合うことができるよう、それらの問題解決に向けた市民意識を醸成していく必要があります。
- ☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進するとともに、女性を支援するための相談体制の充実など、女性に対する暴力や人権侵害を未然に防ぐための取組みが必要です。

〈関連する部門別計画〉
・西宮市男女共同参画プラン

〈沿革・背景〉

[国連・世界では…]

◆ 「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」

昭和42年（1967年）の「女子差別撤廃宣言」採択を経て、昭和54年（1979年）に国連総会で採択され、日本は昭和60年（1985年）に批准。同条約には、女性差別は女性の基本的人権の侵害であり、国の発展、福祉、平和は男女平等が前提条件であること、女性の全面的な社会参加・参画と固定的な性別役割の変更などが盛り込まれています。

◆ 「ウィーン宣言及び行動計画」

平成5年（1993年）の「ウィーン国連世界人権会議」で採択。男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出されました。また、同年の国連総会において「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択されました。

◆ 「北京宣言及び行動綱領」

平成7年（1995年）北京で開かれた第4回世界女性会議で採択。女性のエンパワーメントを主要課題にした具体的な行動が示されました。その後、平成12年（2000年）国連特別総会の「女性2000年会議」では、この綱領の完全実施に向けた政治宣言及び成果文書が採択され、更に、平成17年（2005年）の第49回国連婦人の地位委員会（通称「北京+10 [プラステン]」）で再確認され、一層の取組みを求める宣言が採択されています。

[国では…]

◆ 「男女雇用機会均等法」

昭和61年（1986年）に施行。募集・採用時における男女の均等取り扱い、配置・昇進・教育訓練、福利厚生、定年・退職・解雇などについて、女性労働者であることを理由にした男性労働者との差別的取扱いの禁止を目的とするものです。直近では平成29年（2017年）に改正法が施行、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が盛り込まれました。

◆ 「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年度（2000年度）までの国内行動計画」

平成8年（1996年）に策定。基本的方向として、「男女共同参画を推進する社会システムの構築」「職場・家庭・地域における男女共同参画の実現」「女性の人権が推進・擁護される社会の形成」「地球社会の「平等・開発・平和」への貢献」が示されました。その後、平成12年（2000年）に「男女共同参画基本計画」が策定されて以降、現在では平成27年（2015年）に改定された「第4次基本計画」に

基づき、男女共同参画社会の形成に関する施策が総合的かつ計画的に推進されています。

◆ **「男女共同参画社会基本法」**

平成11年（1999年）に施行。21世紀の日本社会の最重要課題と位置付けられた男女共同参画社会の形成を促進することを目的とするものです。

◆ **「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）**

平成13年（2001年）に施行。女性に対する様々な暴力は、犯罪となる行為をも含めて人権侵害であり、緊急に取り組むべき重要な課題として位置付けられています。その後、平成16年（2004年）に被害者保護対策の強化が盛り込まれ、平成20年（2008年）には、被害者の保護命令制度の拡充などが盛り込まれ、平成26年（2014年）には、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者について、この法律を準用する改正がされました。

◆ **「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」**

平成27年（2015年）に制定。女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会を実現することを目的とするものです。

◆ **「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」**

平成30年（2018年）に施行。政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とするものです。

[市では…]

◆ **「西宮市婦人行政推進会議」（現「西宮市男女共同参画推進会議」）**

昭和61年（1986年）に「西宮市新総合計画」の中に「婦人の社会的地位の向上」の一章を設けるとともに、庁内組織として設置しました。

◆ **「西宮市女性プラン—男女の平等と共同参加の実現をめざして」**

平成元年（1989年）に学識経験者からなる婦人問題調査会の提言を受け、策定。
その後、平成9年（1997年）に「西宮市新女性プラン」を策定し、21世紀に向けて、多様な価値観が尊重され、男女が社会のあらゆる分野において対等な構成員として参画することにより、一人一人がその能力を発揮して生き生きと生活することができるよう、男女共同参画施策のより一層の推進を図りました。

◆ **「西宮市男女共同参画センター『ウェーブ』」**

平成12年（2000年）に開設。女性と男性があらゆる分野の活動に対等な構成員としてともに参画し、一人ひとりが個性と能力を発揮し、生き生きと生活できるような男女共同参画社会をつくることを目的として設置。ウェーブ主催講座の開催、登録グループの多様な交流活動や女性のための相談業務を行っている他、男女共同参画に関する情報をはじめ、女性のための様々な情報・資料の収集・提供を行っています。

◆ **「西宮市男女共同参画プラン」**

平成19年（2007年）から、その後の少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会情勢の急速な変化による女性を取り巻く状況変化に対応するため策定。平成24年（2012年）には中間改定を行うとともに、プランの一部として「西宮市DV対策基本計画」を策定しました。直近では平成31年（2019年）に改定を行い、男女共同参画の推進に取り組んでいます。

(2) 子供の人権

〈現況〉

子供の人権問題は、家庭、保育所・学校園、地域といった子供を取り巻く社会環境の中で起こる多くの問題と密接に関係しています。

近年、子供を取り巻く社会環境が大きく変化していますが、少子化の進行、家庭における経済的な問題や、家庭や地域の子育て力の低下などに伴う育児不安や育児ストレスの増大などにより、児童虐待問題が深刻化しており、相談体制の強化や関係機関との連携強化など、早期発見・発生予防などの対応が必要とされています。

学校においては、いじめ・体罰の問題や不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、相談体制の整備や取組みの強化が求められています。

大人による子供への人権侵害や差別を受けることなく、次代を担う子供が、一人の人間として健やかに成長する権利が保障され、その利益が最大限に尊重されるよう配慮するなど、子供の視点に立った取組みが求められます。

現況を表す数値

- ・児童虐待に関する相談対応回数（平成29年度） … 11,470回 ※こども支援局資料より。（延べ件数）
- ・学校でのいじめ認知件数（平成29年度） … 220件 ※教育委員会資料より。

〈課題及び方向性〉

☆学校・家庭・地域など、あらゆる場において、子供が「大切な存在」として、大人に愛されていると感じられるような取組みや、子供が自由に意見を表すことができることを伝えるなど、子供自身の問題解決力をはぐくむ取組みが必要です。

☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進し、児童虐待、いじめ・体罰など、大人による子供への人権侵害や差別を未然に防ぐための取組みが必要です。

☆学校においては、いじめや不登校、中途退学などの解消や未然防止のため、子供についての相談や教職員の研修に対する専門家の派遣等、指導・支援体制を充実させる必要があります。

☆学校園・保育所においては、全教育・保育活動を通して子供の豊かな人間性の醸成に努めています。とりわけ、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができ、それが具体的な態度や行動に現れるようにするため、子供の心身の発達に応じた取組みを進めます。

〈関連する部門別計画〉

- ・西宮市子ども・子育て支援プラン
- ・西宮市教育振興基本計画

〈沿革・背景〉

[国連・世界では…]

◆ 「児童の権利に関するジュネーブ宣言」

大正11年（1922年）の「世界児童憲章」で、子供が「権利の主体」としての存在であることが明確にされたその2年後の大正13年（1924年）、子供の生存と発達のための最低限の保障を盛り込んだ、史上初の子供の権利宣言が国際連盟により採択されました。

◆ 「児童の権利宣言」

昭和34年（1959年）に国連総会で採択。「ジュネーブ宣言」を継承、発展させた、より具体的な権利が規定されています。また、宣言採択から20年となる昭和54年（1979年）は「国際児童年」とされています。

◆ 「児童の権利に関する条約」

平成元年（1989年）に国連総会で採択。これまでの子供の権利思想を受け継ぎつつ、その第12条には意見表明権を明記するなど権利内容をより豊かに発展させてきました。このことにより、保護の対象とされてきた子供が、人として尊重されるべき存在として、その権利が広く認識されるようになりました。

[国では…]

◆ 「児童福祉法」

子供の健やかな成長と最低限度の生活を保障するため、昭和22年（1947年）に制定。直近では平成28年（2016年）に改正法が施行、その第1条に「児童が権利の主体」であることが明記されました。

◆ 「児童買春・児童ポルノ禁止法」

子供を性の暴力から守るため、平成11年（1999年）に制定。子供の人権の啓発と擁護への本格的な取り組みが始まりました。

◆ 「児童虐待の防止等に関する法律」

平成12年（2000年）に施行。その後数次の改正を経て、子供の虐待死などが後を絶たない中、平成21年（2009年）に、児童相談所の権限強化、施設への親の接近禁止令などを盛り込み一部改正し施行されました。

◆ 「いじめ防止対策推進法」

平成25年（2013年）に制定。いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とするものです。

◆ 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」

平成25年（2013年）に制定。貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的とするものです。

[市では…]

◆ 「西宮市青少年問題協議会」

昭和33年（1958年）に、青少年の指導・育成に関する総合的施策の樹立について、必要な事項の調査・審議をすることを目的として設置されました。

◆ 「西宮市青少年対策本部（現 西宮市青少年育成推進本部）」

昭和50年（1975年）に設置され、以降、総合的な青少年関係施策を推進しています。

◆「西宮市要保護児童対策協議会（みやっこ安心ネット）」

平成17年（2005年）の児童福祉法の改正時に設置。要保護児童の早期発見や適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図ることを目的としています。

◆「西宮市立子育て総合センター」

平成13年（2001年）に開設。全市的な子育て支援、幼児教育のための拠点として、関係機関などとの連携を図りながら、親子サロンなどでの多様な交流活動や相談業務、ファミリー・サポート・センター事業、情報誌の発行やホームページなどを通じての情報提供、幼児教育についての調査研究や教職員の研修などを行っています。また、平成15年（2003年）に当センターの屋外活動施設として設置された「みやっこキッズパーク」は、子供が五感を活かし、自由に遊びながら社会力や活動力、創造力などを身につける場として活用されています。

◆「西宮市子ども・子育て支援プラン」

平成30年（2018年）に策定。平成22年（2010年）に策定された「西宮市次世代支援行動計画」と、平成27年（2015年）に策定された「西宮市子ども・子育て支援事業計画」を統合し、2024年度までの市の子育て支援施策及び事業の方向性や目標等を示す新しい計画となっています。

(3) 高齢者の人権

〈現況〉

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景にし、世界に例を見ない速さで高齢化が進んでいますが、年齢だけで高齢者を別扱いすることなど、意識面をはじめとする誤った認識による偏見などが見られます。

また、高齢者の豊かな知識や経験が、社会や家族に尊重されることなく生かされにくい中、就職差別、介護者による身体的・心理的虐待、経済的虐待など高齢者の人権問題が大きな社会的問題となっています。

全ての高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指した取組みが求められます。

現況を表す数値

- ・ 高齢者虐待に関する通報件数（平成29年度） … 160件
- ・ 高齢者虐待として認定した件数（平成29年度） … 38件 ※いずれも健康福祉局資料より。

〈課題及び方向性〉

- ☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進し、認知症など高齢者に関する知識についての正しい理解を進めるとともに、成年後見制度^{※1}の啓発や相談窓口体制の充実に向けて取り組む必要があります。
- ☆高齢者の自立と社会的活動への参加を阻む様々な障壁があることや、バリアフリー^{※2}、ユニバーサルデザイン^{※3}等の大切さを学び、高齢者が安心して生き生きと暮らせるまちづくりに、一人ひとりが取り組む必要があります。
- ☆高齢者が住み慣れた地域で、その有する能力に応じて、自立した日常を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活への支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進が人権を守る上でも重要な課題であるため、サービス基盤の整備はもとより、これらのサービスを支える人材の確保と人権意識を高めていく必要があります。

〈関連する部門別計画〉

・西宮市高齢者福祉計画 ・西宮市介護保険事業計画

〈沿革・背景〉

[国連・世界では…]

◆「高齢者のための国連原則」

平成3年（1991年）に国連総会で採択。この原則は、高齢者の自立、参加、ケア、自己実現、尊厳の各項目ごとに具体的な目標を設定し、その実現を目指しています。また、この国連原則を普及させるため、平成11年（1999年）を「国際高齢者年」と定め、「すべての世代のための社会を目指して」をテーマに、高齢化社会の課題、高齢者の個人的・社会的ニーズ、社会への貢献、高齢者観の転換の必要性などの認識を高めることとしています。

[国では…]

◆「高齢社会対策基本法」

急速な高齢化の進展に対処するため、平成7年（1995年）に制定。これを受け平成8年（1996年）に「高齢社会対策大綱」、平成13年（2001年）に「新高齢社会対策要綱」が閣議決定されました。

- ※1 成年後見制度とは……認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人は、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）についての契約や遺産分割などの法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害に遭うおそれがあります。このような判断能力の不十分な人の自己決定権を尊重しながら、保護・支援していくための制度が成年後見制度です。成年後見制度には、家庭裁判所に後見人などを決めてもらう法定後見制度と、判断能力が十分なうちに自ら後見人を決めておく任意後見制度があります。
- ※2 バリアフリーとは……高齢者や障害のある人が地域社会の中で生活しようとするとき、これを困難にする様々な障壁（バリア）があります。例えば、建物や道路の段差などの目に見えるものから、高齢者や障害のある人に対する誤解や偏見、雇用や就労の機会が限られたりするなどの目に見えないものまで存在しています。高齢者や障害のある人が自由に社会に参加できるよう、これらのバリアを取り除いていくことをいいます。
- ※3 ユニバーサルデザインとは……障害の有無や年齢、性別、能力を問わず、誰にもわかりやすく、誰にも使いやすい製品、環境、空間、建築におけるデザインをいいます。

高齢社会が進む21世紀に向けて、高齢社会対策の推進を図る上で、基本姿勢を明確にし、関連施策を横断的に取り組むよう課題が設定されました。

◆「成年後見制度」

平成12年（2000年）に、高齢者などの権利を保護するため、禁治産・準禁治産制度を改正し、柔軟で利用しやすい制度が創設されました。

◆「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

平成18年（2006年）に施行。高齢者の権利擁護の推進を図るためのものです。

◆「高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律」

平成18年（2006年）に制定。公共建築物の段差解消など物理的障壁の除去を進めるために制定された「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）」と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」が統合されたもので、バリアフリー化の対象が「点」から「線」へそして「面」へと拡大されました。

[市では…]

◆「西宮あんしんプラン21」

全ての市民が健やかで生きがいのある生涯を過ごすことのできる、豊かで安定した長寿社会を構築することを目指し、「老人福祉法」に基づく本市の「老人保健福祉計画」として、平成6年（1994年）に策定。

平成12年（2000年）に介護保険制度の実施を踏まえ、「第2次西宮あんしんプラン21」として「高齢者保健福祉計画」の改定、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」の策定を一体的に行い、平成15年（2003年）には両計画の改定を行い、「第3次西宮あんしんプラン21」としました。

平成18年（2006年）に、高齢者の尊厳を大切にしつつ、生涯にわたって住み慣れた家庭や地域社会において、健やかに安心して日常生活を送ることができるようにとの理念のもと「第4次 西宮あんしんプラン21」として「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を改定しました。

◆「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」

平成21年（2009年）に、「第4次 西宮あんしんプラン21」を見直し、「西宮市高齢者福祉計画・西宮市介護保険事業計画」として策定し、以降、3年ごとに計画を改定しつつ、施策を推進しています。

(4) 障害のある人の人権

〈現況〉

障害者基本法では、「全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること」と規定されています。しかし、現実には、誤った認識による偏見・差別による心理的障壁や、段差などの移動手段にかかる物的障壁などの存在により、その自立と社会参加が阻まれています。

また、平成18年（2006年）、「障害者自立支援法」の施行により、障害のある人の雇用促進や障害の種別による制度格差が撤廃され、さらに平成25年（2013年）には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」へ改正され、より本人の主体

性を尊重した制度になったことなど、人権尊重の取組みの具体化が促進されています。

その後、関係法の改正や平成28年（2016年）に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」において、「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現」を目指すとして規定されました。このことから、障害に対する正しい知識の普及や日常的なふれあいを通じた相互理解の促進などが求められています。

現況を表す数値

・障害を理由とする差別に関する相談受付件数（平成29年度）… 16件 ※健康福祉局資料より。

〈課題及び方向性〉

- ☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進し、発達障害など障害のある人に関する知識についての正しい理解を進めるとともに、成年後見制度の啓発や相談窓口体制の充実に向けて取り組む必要があります。
- ☆障害のある人の自立と社会的活動への参加を阻む様々な障壁があることや、バリアフリー、ユニバーサルデザイン等の大切さを学び、障害のある人が安心して生き生きと暮らせるまちづくりに、一人ひとりが取り組む必要があります。
- ☆学校園・保育所においては、障害のある子供が、交流を通じて体験を広め、全ての子供が障害のある子供への正しい認識、理解を深め、思いやりの心を培うため、学校園間、学級間の交流を推進するとともに、子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育環境と学習指導の充実に向けた取組みを進めます。

〈関連する部門別計画〉

・西宮市障害福祉推進計画

〈沿革・背景〉

[国連・世界では…]

◆「障害者の権利宣言」

昭和50年（1975年）に国連総会で採択。障害者の具体的な権利を規定したものです。

また、昭和56年（1981年）を「国際障害者年」と定め、「障害者の完全参加と平等」をテーマに掲げ、昭和57年（1982年）には「障害者に関する世界行動計画」を採択、昭和58年（1983年）には、以降10カ年の「国連障害者の10年」を定め、各国において障害のある人の福祉を増進するよう提唱してきました。

◆ **「障害者の権利に関する条約」**

平成18年（2006年）に国連総会で採択。障害のある人の基本的人権を促進、保護すること、固有の尊厳の尊重を促すことを目的としたものです。

[国では…]

◆ **「障害者基本法」**

平成5年（1993年）に制定。障害者施策の基本となる法律で、精神障害者も障害者に位置付けられました。平成23年（2011年）には、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、改正法が施行されています。

◆ **「精神保健福祉法」**

平成7年（1995年）に制定。精神保健の領域に初めて福祉を目的とする施策が加えられ、精神障害者保健福祉手帳が創設されました。平成11年（1999年）には法の一部が改正され、人権に配慮した医療の確保や精神障害者の保健福祉施策の充実などが盛り込まれています。平成26年（2014年）には、精神障害者の地域生活への移行を促進するため、改正法が施行されています。

◆ **「障害者基本計画」**

障害者施策の基本的方向を定めるためのもの。平成14年（2002年）に策定されて以降、現在では平成30年（2018年）に改定された「第4次計画」に基づき、障害者施策が総合的かつ計画的に推進されています。

◆ **「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」**

平成24年（2012年）に施行。障害者への虐待の予防と早期発見、及び養護者への支援を講じ、障害者の権利利益の擁護に資することを目的としたものです。

◆ **「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」**

平成25年（2013年）に、平成18年（2006年）に施行された障害者自立支援法を改正する形で施行。障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことを目的としたものです。制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病等も対象とする障害者の範囲に位置付けられました。

◆ **「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」**

平成28年（2016年）に施行。全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互の人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現を目指すことを目的としたものです。

[市では…]

◆ **「西宮あんしんプラン21」**

平成6年（1994年）に策定。ノーマライゼーション^{※1}の理念の実現を目指して施策の推進を図ってきました。

◆ **「西宮市障害福祉推進計画」**

平成19年（2007年）に具体的な数値目標を掲げた計画として策定。直近では平成30年（2018年）に改定を行い、障害福祉施策の推進に取り組んでいます。

※1 ノーマライゼーションとは……障害のある者もない者も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会を目指す理念です。

(5) 同和問題（部落差別）

〈現況〉

本市では、我が国固有の人権問題である同和問題を基本的人権に関わる市政の重要課題の一つとし、生活環境の改善をはじめ、対象地域住民の自覚・自立の促進、対象地域住民に対する差別意識の解消など、全組織を挙げて事業、施策を実施してきました。その結果、住宅、道路などの住環境整備については、周辺地域との較差は大きく改善され、更に、教育条件などの整備とともに、就職や進学の手機も若年層を中心に拡大するなど、住民の生活基盤は向上しました。

しかし、西宮市民意識調査結果において、いずれの年代においても同和問題への関心度合が低く推移しているほか、結婚問題や身元調査等の差別事象に象徴される心理面における偏見や差別意識という問題は依然として残っています。

現況を表す数値

・同和問題に関する差別事象（差別落書き等）発生件数（平成29年度）… 1件 ※市民局資料より。

参考

兵庫県「人権に関する県民意識調査」（平成25年度）の結果では、自身の結婚相手が同和地区の人だとわかった場合、「結婚する」と答えた人の割合が、50%を下回っているということが示されています。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～「差別」について考えてみましょう～

「差別」とは、特定の集団や属性に属する個人に対して、何らかの除外行為や拒否行為等を行う、人権問題の一つです。これが、同和問題（部落差別）をはじめ、様々な人権課題において生じています。

●そもそも、何故差別をするのか……

人間は、他者から攻撃されたり、排除されたりする経験をすると、自分のプライド・優位性を保つために、自分より弱い立場の人を生み出そうとすることで、他者を見下したり、攻撃・排除しようとしています。

また、このことは個人の問題に留まらず、例えば、特定の集団が自分たちに優位なくみを作ってしまうなど、社会のしくみ・構造による人々の考えや価値観から差別意識が生まれたり、権力者が、人々の人権を縛っていることで差別が生まれることがあります。

更に、人間は、「わからないという状態」を恐れます。そのため、知らないもの、自分に理解できないものへ否定的な感情を抱きます。

こういった差別により生じた不平等な扱いや不合理な格差は、社会的な障壁や制度として温存され、多数派の人々の無関心や無知によって維持され放置されてしまうという側面があります。加えて、長年の慣習や伝統により、知らず知らずのうちに刷り込まれた偏見やステレオタイプ^{※1}、誤解も、差別を助長しています。

※1 ステレオタイプとは……「紋切り型」という意味を持つ用語ですが、「一定の社会的現象について、ある集団の中で共通に受け入れられている単純化された固定的な概念やイメージ」を表します。

●差別をなくしていくためには……

まず、差別をしてしまう背景を解消していくことが重要です。相手のこと、何が問題なのかを正しく知り、自分から関わろうとすることで、相手を認めることができ、差別意識をなくしていくことにつながります。社会における制度または慣行に起因するものについては、たとえ自分自身が差別を行っていなくても、無関心であることが結果的に差別につながることを意識し、一人ひとりが「変えることができる」ことを学び、行動につなげることが重要です。

また、子供の頃から周囲の人から自分が大切にされていると感じられると、自己肯定感が育ち、他者を思いやる心を持つようになることから、子供の自己肯定感を高めることが、ひいては、差別をなくしていくことにもつながります。

〈課題及び方向性〉

- ☆偏見や差別意識の解消に向け、差別事象が人権侵害であることなど、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、学校を中心とした教育活動を充実させるとともに、講演会や研修会の開催や、広報・チラシの配布・冊子の作成など、啓発活動を一層進め、同和問題に触れる機会を確保し、人権課題として忘れ去られることが無いようにする必要があります。
- ☆同和問題解決に関する多様な学習機会の充実とコミュニティ活動の拠点である、若竹生活文化会館を中心に、様々な研修会・学習会などの開催や、地域団体などによる文化やスポーツなどの様々な活動を通し、地域の教育と文化の向上を図る取組みを進める必要があります。

〈沿革・背景〉

◆「同和対策事業特別措置法」

昭和40年（1965年）の同和対策審議会の答申を踏まえ、昭和44年（1969年）に制定。その後、数次にわたる特別立法措置がとられ、平成13年度（2001年度）まで、33年間にわたり同和対策、地域改善対策として総合的措置が講じられてきました。

◆「地域改善対策協議会意見具申」

平成8年（1996年）、特別措置法失効後の差別意識解消に向けた教育・啓発の推進などの必要性が述べられ、以降の「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」や「人権教育・啓発に関する基本計画」において、これまで積み上げられてきた成果と手法への評価を踏まえ、全ての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発として発展的に再構築し、その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯などを十分に認識しつつ、積極的に推進すべきとされました。

◆「部落差別の解消の推進に関する法律」

平成28年（2016年）に施行。部落差別の解消に関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会の実現を目的としています。

(6) 外国人の人権

〈現況〉

諸外国との相互依存関係が一層緊密化し、国際化がますます進展している今日、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生の地域づくりを推進する必要性が増しています。

外国人と日本人が、日本社会の中で、また地域の中で共に暮らしているにも関わらず、法体系、またそれに基づく諸制度により、外国人市民が行政サービスの対象にならない場合や、特定の民族や国籍の人々を排斥するいわゆるヘイトスピーチと呼ばれる誹謗中傷や、偏見による差別も見受けられます。また、言葉の問題からくるコミュニケーションや情報の不足だけでなく、文化や生活習慣の違いなどから就労や住宅、教育など様々な分野で問題が生じています。

〈課題及び方向性〉

- ☆外国人に対する偏見や差別は、異なる民族・国・地域・文化等について正しい理解がなされていないことなどが要因となっていることから、偏見や差別の解消に向け、市民一人ひとりが広い視野を持ち、外国人との相互理解を深めるために、講演会や研修会の開催、広報による啓発活動を推進する必要があります。
- ☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動により、ヘイトスピーチ等の差別事象が人権侵害であることの認識を広め、未然に防ぐための取り組みが必要です。
- ☆西宮市国際交流協会などと連携して、交流事業や日常生活などの相談を充実させ、外国語による情報提供を行うなど、外国人市民が快適に暮らすための、「多文化共生」に向けた環境づくりに取り組む必要があります。
- ☆学校園においては、在日韓国・朝鮮人の子供の多くが本名を名乗れずに、偏見と差別に対する不安を持ちながら学校生活を送っている状況に対して、指導指針「学校園における在日韓国・朝鮮人幼児・児童・生徒に関わる教育の推進について」に基づき、子供が民族の誇りを持って生きていけるような環境づくりに取り組む必要があります。

〈沿革・背景〉

国連では、昭和23年（1948年）の「世界人権宣言」以降、「国際人権規約」「難民の地位に関する条約」「人権差別撤廃条約」などが採択され、国際的な人権基準が形成されてきました。

国も、日本に居住する外国人の生活権を、日本人として同様に保障する「内外人平等原則」を打ち出し、これら一連の人権条約を批准して国籍条項で制限されてきた多くの社会保障制度を部分的ではありますが適用するようになりました。また、地域における多文化共生を促進するため平成18年（2006年）に「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

また、平成28年（2016年）には、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組みについて、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が制定されました。

本市では、昭和48年度（1973年度）実施の市職員採用試験から国籍条項を廃止し、昭和51年（1976年）に市営住宅入居資格の制限を撤廃したほか、制度的理由から無年金者となっている外国人重度障害者や高齢者に対し、特別給付金制度を実施し、支給額などの改善を行ってきました。平成20年度（2008年度）には、外国人中度障害者も特別給付金の支給対象者としました。

平成10年（1998年）に、本市における外国人市民施策の基本的な考え方と今後の課題を明らかにし、施策を総合的かつ体系的に推進していくために「西宮市外国人市民施策基本方針」を策定し、これに基づく施策の推進に努めています。

(7) インターネットによる人権侵害

〈現況〉

近年、インターネットの急速な普及により、自由なコミュニケーションが可能であること、膨大な量の情報を簡単に利用できることなどの利便性が高まる一方で、匿名性に対する誤った認識などから、同和問題にかかる人名・地名などに関する差別書き込みや、個人情報の不正な取扱い、信用情報等の流出など、人権に関する様々な問題が発生しています。また、不特定多数の人が閲覧できるため、ネット上の書き込みが自身の知らないところで拡散されていくなど、インターネット上に永久に残ってしまう問題もあります。

さらに、インターネットや従来型の携帯電話に加え、スマートフォン（多機能携帯電話）の急速な児童生徒への普及に伴い、ネット上の掲示板や電子メールを利用した誹謗中傷やいじめ（通称：ネットいじめ）、出会い系サイト、ソーシャルネット・ワーキングサービス（通称：SNS）など、様々なコミュニケーションサイトに関係した問題も発生しています。これらのコミュニケーションサイトは気軽に利用できるが故、最初は、軽い気持ちで書き込みなどを始めたものが徐々にエスカレートしたり、相手からの思いもよらぬ反応などから、人権に関する様々な問題に発展する危険性もあります。

〈課題及び方向性〉

☆講演会や研修会の開催、広報による啓発活動により、情報モラルの正しい理解と認識を広め、ネット上の誹謗中傷などの発生を未然に防ぐための取組みが必要です。

☆学校教育においても、情報モラルの指導、スマートフォンやSNSの利用における学校や家庭でのルールづくりなど、子供が情報社会を生きる上での子供への教育・知識の提供、環境整備の推進が必要です。

〈沿革・背景〉

「プロバイダー責任法」が平成14年（2002年）に施行され、一定の発信情報の開示を請求できるようにはなったものの、依然として人権侵害は後を絶ちません。

そのような状況の中、平成21年（2009年）に「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が施行されました。平成30年（2018年）には、18歳未満の青少年への携帯電話契約時に、事業者がフィルタリングについて説明し有効にすることを必要とする等を義務として盛り込んだ改正法が施行されています。

兵庫県においても、平成21年（2009年）に「青少年愛護条例」が改正され、18歳未満の青少年が携帯電話を契約する際、有害情報のフィルタリングが原則義務化されました。

(8) さまざまな人権課題

〈沿革・背景、現況、課題・方向性〉

前述の7項目以外にも、様々な人権課題が存在しています。

これらの人権課題についても、差別と偏見を解消するため、様々な場で、引き続き教育や啓発活動を進める必要があります。

(ア) 性的少数者等をめぐる人権

LGBT^{*1}など、性的少数者の人権の保障については、平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されましたが、偏見による精神的苦痛や、社会参加への障壁など、不利益や差別が解消されたわけではありません。

今後も、性的少数者への正しい理解や、SOGI^{*2}（性的指向・性自認）を理由とする偏見の解消など、多様な性の認識に向けた人権教育・啓発の取組みが必要です。

※1 LGBTとは……[L：レズビアン（女性同性愛者）][G：ゲイ（男性同性愛者）][B：バイセクシュアル（両性愛者）][T：心と体の性が一致しないトランスジェンダー（性同一性障害など）]の各頭文字をとった名称です。なお、上記4つの分類に当てはまらない性的少数者もいます。

※2 SOGIとは……[SO：Sexual Orientation（性的指向：自分はどのような性別の人を好きになるか）]と、[GI：Gender Identity（性自認：自分は自分のことをどのような性だと認識しているか）]の各頭文字をとった名称で、「ソジ」または「ソギ」と呼びます。前述のLGBTに当てはめた場合、[L,G,B]は性的指向（SO）を表し、「T」は性自認（GI）を表します。これらは全ての人に関わることであるため、LGBT等の性的少数者よりも広い概念を指しています。

(イ) 犯罪被害者等の人権

近年、犯罪により被害を受けた人やその家族が更に人権侵害を被るという問題が生じています。このような犯罪被害者を救済するため、平成12年（2000年）には「犯罪被害者等保護関連法」が成立し、平成16年（2004年）に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。また、平成20年（2008年）に「犯罪被害者とその家族への犯罪被害者等の給付金」に関する法が一部改正されました。

本市では平成28年（2016年）に「西宮市犯罪被害者等支援条例」が施行され、今後、同条例の趣旨を踏まえ、犯罪被害者等の人権擁護に資する、現状理解と支援への意識醸成に向けた人権教育・啓発の取組みが必要です。

(ウ) 刑を終えて出所した人等の人権

刑を終えて出所した人に対する偏見や差別意識があり、就職に対しての差別、住居などの確保の困難など社会復帰に際し、厳しい状況があります。また、その被害は家族にも及んでいます。

今後も、刑を終えて出所した人が、円満に社会復帰できるように偏見・差別意識解消に向けた人権教育・啓発の取組みが必要です。

(エ) HIV等感染者等をめぐる人権

エイズ患者やHIV感染者またハンセン病患者・元患者は、人々の病気に対する誤解に基づく差別や偏見により厳しい人権侵害を受けています。特にハンセン病患者・元患者は「らい予防法」により長期にわたり療養所に強制的に入所させられて多くの苦痛と苦難を与えられてきました。また、平成20年（2008年）に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

今後も、感染症等への正しい知識と差別意識解消に向けた人権教育・啓発の取組みが必要です。

(オ) 個人の生き方の選択をめぐる人権

離婚をしてひとり親になる、結婚しても子供をもたない等の「個人の生き方の選択」に対し、第三者からの偏見や差別意識があることから、当事者自身の生き方を周囲に知らせることができないなど、ありのままの自分を出せない現況があります。

このような問題は、これまで、人権課題として取り扱われることは多くありませんでした。西宮で生きる市民一人ひとりの自分らしい生き方の選択が尊重されるよう、多様であることについての理解と認識を深めるための啓発の取組みが必要です。

(カ) その他様々な人権課題

この他にも、「アイヌの人々」への民族差別、「拉致問題」をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害、「ホームレス」への嫌がらせや暴行、偏見などの人権課題があります。また、「セクハラ^{※1}、パワハラ^{※2}、モラハラ^{※3}」など、様々な「ハラスメント」による人権侵害などの問題も生じています。今後も、これらの問題への正しい理解と認識を深めるための啓発の取組みが必要です。

-
- 日本における少数民族であるアイヌの人々は、長い歴史の中で差別と迫害を受けてきました。平成9年（1997年）に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、同法に基づき施策が推進されてきました。
平成19年（2007年）に国連において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択され、平成20年（2008年）に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が衆参両議院で採択されました。
 - 平成18年（2006年）に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、平成19年（2007年）に一部改正されました。また、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」としています。
-

-
- ※1 セクハラ（セクシャルハラスメント）とは……他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動を指します。
 - ※2 パワハラ（パワーハラスメント）とは……同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為を指します。
 - ※3 モラハラ（モラルハラスメント）とは……言葉や態度、身振りなどによって人を不安に陥らせたり、巧妙に支配したり、人格や尊厳を傷つけるなどの精神的な暴力や虐待行為を指します。

第4章

人権教育・啓発の施策の方向・推進体制

差別のない、誰もが個人として等しく尊重される「人権という普遍的文化」の定着した社会を築いていくためには、日常生活の中で、様々な人の考え方や文化をお互いに認めながら、差別や偏見から解き放たれたライフスタイルを作り上げていくことが大切です。

そのためには、市民一人ひとりが日常生活を通じて人権について理解することが必要であり、学校だけでなく、家庭や地域、職場などあらゆる場において、生涯を通じて人権問題を学習し、人権意識を醸成していかなければなりません。特に、人々が自らの権利を行使することの意義、他人に対して公正・公平であり、その人権を尊重することの必要性、様々な課題などについて学び、人権尊重の精神を生活の中に生かしていくことが求められています。

また、知識の普及だけでなく、市民自らが人権問題を自分の問題として意識し、学びたいと感じるようになることが重要であり、各年齢層やライフスタイルの違いに応じて、テーマや学習・啓発の方法、手段を創意工夫するとともに、市民の主体的な取組みを支援していく必要があります。

このような観点から、市は家庭、学校、地域、職場といった市民生活のあらゆる場においてそのニーズに合った人権教育・啓発を進めるとともに、市民一人ひとりが暮らしの中で人権を尊重した生き方の基礎を培い、豊かな人間関係をつくっていけるように積極的な支援を行います。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～家庭・地域での「子供への接し方」を考えてみましょう～

「差別」のない、一人ひとりが大切にされる社会をつくるためには、行政における教育・啓発の取組みとあわせ、家庭や地域における取組みが不可欠です。そのため、将来を担う子供に対し、周囲の大人ができる事について、私たち一人ひとりが考えていく必要があります。

●「子は大人の背中を見て育ちます」

子供へ差別を教えないことは当然ながら、大人が差別をしている態度を見せないことが重要です。大人一人ひとりが、自らの態度や行動を振り返り、子供に愛情をもって接することで、子供にも「差別（をする人）は格好悪い」「優しい人は格好良い」意識が芽生えます。

子供が自由に意見を表し、それを大人に聞いてもらう権利があることを子供に伝えていくことも大切です。また、体罰や暴言などの子供に対する暴力は、しつけ・教育といった理由に関わらず、いかなる場合でも許されないことは言うまでもありません。

更に、子供へ正しい態度や行動を伝えることができるように、大人一人ひとりが様々な機会を通じて、人権について学習する機会を意識的に持つようにすることも重要です。

こうした大人の日常の行動が、子供の人権学習につながります。

1 啓発



本市における人権啓発に関する施策の方向性を以下に示します。

参考

本計画における定義（P11の記述を抜粋）

「人権啓発」… 広く市民の間に人権尊重思想の普及高揚を図る目的に行われる研修、情報提供、広報活動など

(1) 啓発の目的・内容

啓発の実施に当たっては、何よりもまず、市民一人ひとりが人権に関する知識を習得し、正しい理解を得られるように促す必要があります。人権全般に係る理念や、個別の人権問題などについて、まず知ってもらう、認識してもらうことで、市民一人ひとりが人権について考え、人権意識の高揚につなげていくことが重要です。

また、市民一人ひとりの意識の中で人権に関する理解が深まったとしても、それが日常生活において、自らの態度や行動に現れなければ、真の意味での人権尊重の社会の実現にはつながらないため、得られた知識や人権意識などを、日常生活の中での実践につなげていくことも重要です。

〈取組みの方向〉

- ①自ら有する人権を確かめられるように促す
人権問題に対して正しい理解を得られるように促す
～人権を知る～
↓
- ②一人ひとりの持つ人権意識を高める
～人権について考える～
↓
- ③日常生活における態度や行動へ発現させる
～人権につなげる～

☆啓発の目的は、市民一人ひとりが人権の意義や人権尊重の重要性について正しい認識を持つとともに、そうした認識が、日常生活において自らの態度や行動に現れるようにすることにあるため、啓発のアプローチは①となりますが、啓発を行う際には、①から②へ、②から③へとつながるような啓発活動の内容を意識することが重要です。

(2) 啓発の手法・手段

啓発の実施にあたっては、どれだけの人に、どれだけのインパクトをもって記憶に留まる印象を与えられるか、ということが大事であるため、対象者の状況に合わせ、様々な機会をとらえて、様々な手法で実施する必要があります。

広報活動においては、あらゆる機会を通じて、情報誌、市政ニュースや市ホームページ、SNSを活用するなど、様々な手法で広く市民へ呼びかける必要があります。その際、高齢者や障害のある人、外国人等情報を得にくい人への配慮など、誰にも分かりやすい啓発を心がける必要もあります。

また、講座・講演会などのその他の啓発活動についても、参加者が人権問題をより身近に感じられるよう、具体的な事例の活用や参加型学習を取り入れるなど、前述の啓発の目的・内容を鑑み、様々な手法を考えつつ実施していく必要があります。

〈取組みの方向〉

● 広報、情報提供の充実

啓発資料の作成配布や、各種相談の案内など、人権にまつわる情報の提供により、市民が人権問題に触れる機会の提供に努めます。特に、各種の人権課題に係る啓発強調期間においては、その重点的な広報に努めます。

また、情報誌やチラシ、ホームページ等の作成にあたっては、誰にもわかりやすい表記に努める他、ユニバーサルデザインやWebアクセシビリティ^{※1}に配慮するよう努めます。

● その他の啓発活動の充実

人権課題の知識の習得や正しい理解に向けた講座や、当事者や支援者の体験を交えた講演会を実施するなど、市民の人権意識の高揚を図る機会、人権についての気づきを得られる機会の提供に努めます。特に、8月の「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間、12月の「人権週間」などの人権啓発強調期間においては、様々な啓発活動の重点的实施に努めます。

また、若竹生活文化会館、男女共同参画センター、子育て総合センターや総合福祉センターをはじめとした、人権・福祉に関連する市内公共施設を拠点に、各種事業や学習会などの実施に努めます。

※1 Webアクセシビリティとは……年齢や身体障害の有無に関係なく、誰でも必要とするWeb情報に簡単にたどり着け、利用できることをいいます。

2 教育



本市における人権教育に関する施策の方向性を以下に示します。

参考

本計画における定義（P11の記述を抜粋）

「人権教育」… 基本的人権の尊重の精神が正しく身につくよう、学校教育及び社会教育の分野において行われる教育活動

(1) 就学前教育

幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であり、全ての教育の出発点となります。したがって人権尊重の精神と態度の育成は、幼い頃からはじめることが重要です。また、家庭においては、保護者自身が日常生活のあらゆる場面において、偏見を持たず差別しないということを子供に示すことが重要です。

〈取組みの方向〉

● 就学前教育の充実

幼稚園や保育所において、子供が、身近な人と親しみ、関わりを深め、愛情や信頼感を持ちながら、一人ひとりの違いを認め、他の人を尊重する心や態度が身につくよう、様々な行事や集団生活、遊びを通して、幼児の発達の特性に応じた人権教育の推進に努めます。

● 家庭、地域等との連携

保護者と子供が、共に人権感覚を養うことのできる学習機会の確保や情報の提供に努めます。

(2) 学校教育

学校教育には、教育を受けるという子供の権利を保障するとともに、子供の心身の発達に応じて、時代や社会の変化に対応し、たくましく生きることができる力を育成する、生涯学習の基礎教育としての役割が求められています。また、児童生徒一人ひとりの人権が守られた環境の中で、その発達段階や理解度に応じ、多様性の尊重に配慮した、人権尊重の意識を高めるための学習機会の充実を図ることが重要です。

〈取組みの方向〉

●学校教育の充実

児童生徒が人権問題を正しく理解し、主体的に差別の解消に取り組んでいけるよう、また、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようにするため、発達段階に応じて児童生徒や地域の実態に即した年間指導計画を立て、教育活動全体を通じて計画的、系統的な人権教育の推進に努めます。

また、子供の人権課題を積極的に解決しようとする意欲や態度、技能を育成するため、子供の心身の発達に応じた、日々の生活場面と関連付けられるような身近な教材作り、授業作りに努めます。

●家庭、地域等との連携

校種間や地域との連携を一層深めるとともに、体験的な福祉学習や地域の外国人、高齢者、障害のある人など当事者との交流活動を通して、子供が自ら学び、考え、主体的に行動できる学習を進めるため、地域との連携の推進に努めます。

また、子供をはぐくむ教育環境づくりを進めるため、各学校園における人権参観懇談会をはじめとする取組みの他、地域全体で子供の成長を支えるために設置された教育連携協議会等において、家庭、地域等との連携の推進に努めます。

●心の教育の充実

いじめや不登校が増加している今日、教師が子供一人ひとりの心に寄り添った指導や援助ができるよう、ふれあいの時間を多く持ち、日常的に子供の内面理解に努めるなど、命の大切さを実感させる取組みを通して、子供の自尊感情の形成を促すことができるよう、心の教育の充実に努めます。また、スクールカウンセラーの効果的な活用など教育相談機能の充実に努めます。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～学校・保育所・幼稚園で取り組んでいる「子供への人権教育」～

●「子供の自己肯定感をはぐくむ教育」、「多様性を認め合う教育」を進めています。

子供へ生命の大切さを実感させることや、差別や人権問題を学習させることはもとより、子供が「人と共に生きていく力」をはぐくむため、次のような取組みを大切にしています。

- ・友達と様々な体験を重ね、友達の気持ちに共感し、相手の立場に立ち行動できるようにする。
- ・身近な人と親しみ、関わりを深めることで、愛情や信頼感を味わえるようにする。
- ・地域の人との様々な関わり方に気づき、自分が役に立つ喜びを体験し、地域に親しみを感じられるようにする。
- ・障害の有無、国籍の違いなど、様々な子供がいて当たり前であることへの理解を促す。

(3) 社会教育

社会教育には、市民一人ひとりが自発的に学習できるよう、様々な分野で市民のライフステージに応じた人権に関する学習環境づくりが重要です。また、家庭教育への支援も欠かせません。

〈取組みの方向〉

●社会教育の充実

人権学習会、人権フォーラム、自主学習グループへの支援などをはじめ、人権・同和問題に関する講座、講演会、研修会等、人権関連学習事業の充実に努めます。

また、学習内容が講師からの一方的なものにならないよう、参加体験型学習や参加者のニーズに応じた学習プログラムの提供など、市民にとって参加しやすく、主体的に学んでいると実感でき、学習意欲を高める魅力的な講座の開設に努めます。

更に、人権問題に関する市民の多方面にわたる学習活動を支援するため、講座などの開催状況、教材や資料、講師や指導者など、様々な情報の収集、提供に努めます。

●家庭教育に対する支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、保護者と子供がともに豊かな人権感覚をはぐくむためには、学校や家庭での教育を基礎に、地域社会で大きな役割を果たしているPTA、自治会などの地域団体との連携のもと、人権に関する学習機会や情報の提供を行うなど、家庭教育の支援に努めます。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～社会教育・啓発における市の取組み～

●「人権に対する知識、人権を守るスキル、人権尊重の態度をはぐくむ機会」を提供します。

学習会やワークショップ等の講座や講演会においては、市民に「人権についての気づきを得られる機会」を提供するため、次のような取組みを大切にしています。

- ・人権に関する知識や情報を一人でも多くの方に「知ってもらえる」よう心がけています。
- ・講座や講演会では、当事者（人権侵害を受けた人）からの、具体的な体験談などを聴けるようにすることで、参加者の心に響きやすい内容となるよう心がけています。

～市民の皆様をお願いしたいこと～

より多くの市民へ啓発の効果を広げるため、受講されていない周囲の友人・知人または子供へ、講座や講演会を聴いて心に響いた内容を出来る範囲で伝えてください。

3 職員研修等



この基本計画に基づく施策を着実に推進していくためには、実際にその職務に携わる個々の職員自身の人権意識の高揚と、職員が市民に対し人権の大切さを正しく理解してもらえるような実践力の向上が必要です。

このため、職員への研修を継続するとともに、特に人権に関わりの深い教育職員や福祉関係職員など、関係者の人権意識高揚のための研修に努めます。

(1) 行政職員

行政職員一人ひとりが行政の責務を自覚し、人権尊重の視点に立って職務を行えるよう、様々な人権問題への理解とともに、「人権という普遍的文化」を拡げていくという根本的課題についての理解を深めるための研修を積極的に実施します。また、日常業務において、公権力の行使に関わる職員、市民と接する機会の多い職員、特に社会的に弱い立場に置かれている人と接する職員、道路や建物の建設などまちづくりに携わる職員などについては、それぞれの職務内容に応じた人権意識、知識をもって職務に対応できるよう、それぞれの部署における研修の充実に努めます。

(2) 教職員等

学校園における様々な教育活動を通じて、子供が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるようにするため、教職員自身が人権課題についての認識を深め、確かな人権意識を持つよう、研修の充実に努めます。

また、子供に効果的な人権教育が行えるよう、学習形態の工夫や教材・資料の開発など、指導方法や指導内容の研修を深め、実践的指導力の向上を図ります。

(3) 社会教育関係職員等

社会教育関係職員については、人権教育が生涯学習における重要な課題であることを認識し、地域住民の人権意識を確立させていくため、様々な市民に対して具体的な人権教育の企画、コーディネートができるよう、研修の充実に努め、その力量を高めるよう努めます。

(4) 保育・保健・福祉・医療関係職員等

保育所職員については、職員自らの人権意識を高め、保育内容の向上と遊びや生活を通して子供に人権尊重の芽がはぐくまれるよう、また子育て相談などを通じて親への啓発ができるよう、人権問題に対する理解を深め、実践力の向上を図るための研修を進めます。

また、保健、医療、介護など市民の生命や健康、生活に直接関わる機会の多い医師、看護師、保健師、介護支援専門員（ケアマネージャー）、ケースワーカー、ヘルパーや福祉施設などの職員、民生委員・児童委員などについても、患者・利用者等の人権を尊重するとともに、人権という観点からのきめ細かい対応ができるよう、職員の人権意識の向上に努めます。

4 計画推進へ向けて



(1) 市の実施体制

本市は、人権教育・啓発の推進のため、これまでも各種事業に取り組んできましたが、今後も本計画に基づき、総合的かつ効果的な推進を図るため、学校、行政、民間（団体・企業）、地域及び家庭などと連携を図りながら、全庁をあげた取組みを進めます。

全ての幸福実現のベースに人権があり、教育・啓発が効果を出すためには、人権課題を踏まえた施策の展開が必要であることから、各部局においては、本計画にあげた人権課題の方向性を踏まえた施策を進めるものとします。また、人権教育・啓発・研修等に関連のある各部局においては本計画の趣旨を踏まえ、人権教育・啓発に関する取組みを行うものとします。

更に、各部局における人権施策にかかる総合的な調整および啓発について担当する組織を引き続き市長事務部局に設置し、各部局での人権教育・啓発・研修等に関連する施策の取組み状況を把握するほか、県や他市等との連絡調整や、庁内外への人権施策に係る情報提供等に努めます。

(2) 相談体制等の充実

人権侵害を受けた人が、安心して相談できる相手と、解決に向けた方法を一緒に考えていける環境を整えることが重要です。

そのためには、市民に対し地域の人権擁護委員や人権に関する身近な相談窓口について、あらゆる場を通じて周知していくとともに、相談を受ける側の人権意識の高揚や人権問題の認識と理解を深めていくことも大切です。

なお、本市では、市民に対して人権に関する身近な相談窓口を提供するため、各種の相談事業の充実に努めています。



ナビゲーション（知ってほしいこと・学んでほしいこと）

～あなたの人権。もし、侵害を受けてしまったら～

●「ひとりで悩まず、身近な相談窓口へ」

差別や人権侵害を受けてしまったとき、誰にも相談できずに一人で悩んでしまう人がいます。

これは、人権侵害を受けた際、「どうしたらいいのか」、「どこに言えばいいのか」、がわからないことが、相談窓口への相談につながらない原因の一つとなっていると考えられます。

参考

兵庫県「人権に関する県民意識調査」（平成25年度）の結果では、自身が人権侵害を受けた際の対応について、「何もできなかった」と答えた人の割合が、36.5%、「どの様にしたらいいのかわからなかった」と答えた人の割合が15.6%と、適切な相談ができなかった人の割合が一定数いることが示されています。（但し、複数回答。）

人権侵害とは、あなたの大切な人権が奪われてしまうことです。大切な人権を奪われることに対しては、「あきらめなくていい」、「声をあげていい」、「異議を唱えていい」ことを、是非知っていただき、絶対に一人で抱え込まないでください。

そのため、一人でも多くの方が、適切な相談窓口を利用できるようにするため、「こんな相談窓口が身近にあること」、「気軽に相談をしてほしいこと」を、広報等を通じて「知ってもらえる」よう心がけています。

さらに、利用者と一緒に、相談内容についての解決手段を考えていけるよう、研修会等により、相談員のスキル向上についても心がけています。

●市民の皆様も「よき相談者」です

一方で、差別や人権侵害を受けてしまったとき、公的な相談窓口への相談をするのではなく、身近な人へ相談するという人もいます。

参考

兵庫県「人権に関する県民意識調査」（平成25年度）の結果では、自身が人権侵害を受けた際の対応について、「家族や友人など信頼できる人に相談した」と答えた人の割合が44.2%と、公的機関等での相談を選択しなかった人の割合が一定数いることが示されています。（但し、複数回答。）

周囲に人権侵害で悩んでいる人がいたら、積極的に声をかけるなど、その人が孤立してしまわないよう、皆で支え合う気持ちを持ってください。

身近な人からの相談では、難しいことは要りません。悩んでいる人の話に耳を傾けるだけで十分です。一人で抱え込まない状況が生まれ、問題解決へのアプローチとなります。

また、悩んでいる人が適切な相談窓口を知らない場合は、是非、「こんな相談窓口がある」ということを伝えてください。

〈市の主な相談事業〉

相談名称	概要
人権困りごと相談	日常生活での差別やいやがらせなどについて、人権擁護委員、法務局職員が相談に応じています。
女性のための相談	女性の悩みや問題を、女性のカウンセラーが女性の立場に立って受け止め、一緒に考えます。
西宮市DV相談室	配偶者からの暴力（DV）被害者に対する身近な相談窓口として相談に応じ、支援に関する基本的な情報提供、被害者の安全確保や一時保護および自立のための情報提供、地域での生活を始めたDV被害者への継続的な支援を行っています。
子育てに関する相談 「家庭児童相談」	子供に関する悩みごと、養育についての相談、必要に応じて専門機関の紹介などを実施しています。また、子供のしつけや虐待に関する相談も実施しています。
子育てに関する相談 「こども未来センターでの相談」	18歳までの子供の心身の発達や療育に関すること、不登校・情緒不安定・性格等や、教育に関することなど、悩みや困ったことについて相談を行っています。
こころのケア相談	ストレスや不眠など心の悩み・ひきこもりについて、臨床心理士等が電話・面接での相談を行っています。
障害を理由とする差別に関する相談	障害を理由とする差別に関して、障害のある人等からの相談に応じています。
いじめに関する相談	いじめで悩んでいたり困っていたりする子供とその保護者からの電話相談を行っています。

など

(3) 関係機関・団体との連携

人権尊重という理念を市民生活の隅々にまで普及させるためには、国、県の関係機関、民間団体、市民がそれぞれの役割に応じて相互に連携協力することが必要です。

このため、本市域内で活動する人権擁護委員で構成される西宮人権擁護委員協議会や市内の各種団体・機関からなる西宮市人権・同和教育協議会をはじめとする、人権教育・啓発に係る各種民間団体との連携を推進します。

また、本市域を管轄する人権擁護機関である神戸地方法務局西宮支局や、県民の人権意識の高揚と人権問題解決を目的に設立された公益財団法人兵庫県人権啓発協会との連携を推進します。

1 人権問題をめぐる取組み状況

(1) 国際社会の取組み

昭和23年(1948年)、発足後間もない国連は「世界人権宣言」を採択しました。これは、世界の人々に多大な被害をもたらした二度にわたる世界大戦の反省から、恒久平和を実現するためには、世界の国々にある様々な差別を撤廃し、全ての人々の人権が確立されることが必要であるとの考えから、達成すべき人権保障の共通基準を示したものです。

以後国連は、世界人権宣言に法的拘束力を持たせた「国際人権規約」を昭和41年(1966年)に採択したのをはじめ、「人種差別撤廃条約」「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」など、平和と人権の確立のための様々な国際条約を採択し、加盟各国に条約の締結とその実行を求めてきました。

また、「国際人権年」「国際婦人年」「国際児童年」「国際障害者年」「国際家族年」「国際高齢者年」「平和の文化のための国際年」などの国際年を定め、差別撤廃、人権確立のための具体的行動を提起してきました。

これら人権に関する多くの国際的な基準の提起に伴って、それを広く人々に伝え、人権が尊重される社会を実現していくためには、人権教育の推進が不可欠ということで、平成5年(1993年)、世界中で人権教育を推進していくために「人権教育のための国連10年」の設定が提起されました。そして平成6年(1994年)、国連総会において平成7年(1995年)から平成16年(2004年)までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議がされました。

同決議では「人権という普遍的文化」が構築されることを目指して、各国においても国内行動計画を定め、実行していくことを求めました。

平成16年(2004年)「人権教育のための国連10年」が終了し、引き続き人権教育を推進していくことを目的とした「人権教育のための世界計画」が、同年12月に採択され、全ての分野での人権教育を継続発展させていくこととなりました。

(2) 我が国の取組み

基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法の施行以来、我が国の人権に関する教育・啓発は様々な形で取り組まれてきました。

特に、不当な差別が温存されてきた同和問題については、昭和40年(1965年)に国の同和対策審議会の答申が出されて以来、「同和対策事業特別措置法」などによる強力な事業、施策が展開されてきました。

また、その他の課題に関しても国連を中心とする国際的な動きを背景に、「国際人権規約」をはじめ、「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」「人種差別撤廃条約」などの人権に関する諸条約を締結するとともに、「心身障害者対策基本法」「男女雇用機会均等法」などの国内法が整備され、人権意識の国民への普及に向けて取組みが進められてきました。

更に、平成28年(2016年)には、4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」、6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」、12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」という、差別を解消するための3つの法律が施行されました。

この間、施策として平成8年(1996年)に、人権擁護に関する国の責務を明らかにする「人権

擁護施策推進法」が制定されました。また、同法により設置された人権擁護推進審議会から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、平成11年（1999年）答申が出されました。

これらの動きと並行して平成6年（1994年）の国連における「人権教育のための国連10年」の決議及び行動計画の提起を受けて、平成9年（1997年）には「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画が策定されました。

この国内行動計画により、「人権という普遍的文化」を構築するため、あらゆる場を通じた人権教育の推進に積極的に取り組んできました。

これら国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえ、平成12年（2000年）には、「人権教育・啓発推進法」が制定され、この法律に基づき、平成14年（2002年）に「国の基本計画」が策定されました。現在、地方公共団体や民間団体などにおいては、「人権教育・啓発推進法」、「国の基本計画」に沿った取組みが着実に推進されています。

（3）兵庫県の取組み

兵庫2001年計画における「共生ネットワーク社会づくり」の基本理念のもと、“こころ豊かな兵庫づくり”を兵庫県政の目標に掲げ、兵庫県民の生涯学習の充実や青少年の健全育成、福祉施策や家庭施策の推進、コミュニティづくりなど、「こころ豊かな人づくり」、「すこやかな社会づくり」を目指した様々な施策が展開されてきました。

とりわけ、阪神・淡路大震災等からの復旧・復興の過程で学んだ、生命の尊厳や人と人のつながりの大切さなどの貴重な教訓を生かした様々な取組みが進められているところです。

女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、外国人等の各人権課題については、各個別の計画等に基づきそれぞれの課題に対応した施策が推進されています。また、国際化や情報化、少子・高齢化などの社会の変化等に伴う人権問題の複雑・多様化に対応し、兵庫県と県内市町が共同で設置している、兵庫県人権啓発協会を中心に、男女共同参画センターや女性家庭センター、こども家庭センター等の県の機関や国際交流協会、社会福祉協議会等の関係団体などと連携を図りつつ、同和問題をはじめとする人権問題全般について、研修、啓発、研究事業等が全県的に展開されています。

また、それらの施策をより効果的なものとするため、平成10年（1998年）から「人権に関する県民意識調査」を5年ごとに実施し、人権全般に関する基礎資料の収集と兵庫県民意識の動向の把握に努めています。

学校教育や社会教育においては、平成10年（1998年）に、兵庫県教育委員会において「人権教育基本方針」が策定され、生命の尊厳やボランティア精神の尊さ、他者を思いやる心の大切さなど震災から学んだ教訓を生かすとともに、人権教育や多文化共生社会の実現を目指す教育を中心とする、人権意識の高揚のための教育の充実に取り組んでいます。

更に、平成16年（2004年）からは、兵庫県民一人ひとりが、お互いの人権の尊重を感性としてはぐくみ、日常生活の中で人権尊重を自然に態度や行動で表すことが文化として定着している社会の実現に向け、県内各市町や関係団体とともに、兵庫県民や「ひょうご人権大使」の参加によるフェスティバルや、人権週間をつどいを開催するなど、様々な取組みが「人権文化をすすめる県民運動」として展開されています。

平成28年（2016年）3月に「兵庫県人権教育及び啓発に関する総合推進指針」が改定され、これを元に人権教育・啓発の推進に取り組んでいます。

(4) 本市の取組み

本市における人権問題への取組みは、同和問題への取組みを中心に展開してきました。昭和44年（1969年）に「西宮市同和対策基本要綱」を制定し、全組織を挙げて取組みを行ってきました。その結果30年以上に及ぶ住環境の整備事業や各種施策の実施により地域の状況は一変するなど、地域住民の生活基盤は改善されてきましたが、心理的差別は依然として残存しています。

一方、前述の国内外の動きや市民意識の高まりなど本市を取り巻く状況の変化に対応して、女性、子供、高齢者、障害のある人、外国人などの課題についても、昭和48年度（1973年度）の市職員採用試験から国籍条項を撤廃したのをはじめ、「西宮市女性プラン」や「西宮あんしんプラン21」、「福祉のまちづくり要綱」などを制定し、本市独自の取組みを進めてきました。

平成12年（2000年）に、総合的な人権教育・啓発を推進していく上で「人権教育のための国連10年」西宮市行動計画[目標平成20年度（2008年度）]を策定しました。

また同年に「男女共同参画センター」、平成13年（2001年）に「子育て総合センター」がそれぞれの分野においての人権教育・啓発活動の拠点として開設されました。

平成21年（2009年）に策定された第4次西宮市総合計画では、人権施策推進の基本方針として、「全ての人権が尊重され、人権が侵害されず保障される社会の実現に向けて、人権問題を正しく理解し、認識できるよう人権教育、啓発等を進めます。」を挙げ、その中で、同年に策定された「第1次基本計画」に基づき人権教育・啓発の総合的な推進を図り、人権文化の普及・定着を図ることとしました。そして、今回、「第1次基本計画」の期間満了に伴い、これを継承する本計画を策定しました。

2 人権に関連する法令等

【日本国憲法(抄)】

公布 昭和21年11月3日

施行 昭和22年5月3日

前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

(略)

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国民たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的な人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国

又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 搜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

(略)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。(略)

【世界人権宣言】

1948年12月10日
第3回国際連合総会採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成する事を誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

- 1 すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。
- 2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべての人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような

差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべての人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべての人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当って、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべての人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべての人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべての人は、国籍を持つ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべての人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべての人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべての人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべての人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべての人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべての人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。
- 2 すべての人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべての人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべての人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべての人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべての人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべての人は、その創作した科学的、文化的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべての人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべての人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべての人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの制限及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない

【児童の権利に関する条約(抄)】

1989年11月20日
第44回国際連合総会採択

前文

この条約の締約国は、

国際連合憲章において宣明された原則によれば、人類社会のすべての構成員の固有の尊厳及び平等のかつ奪い得ない権利を認めることが世界における自由、正義及び平和の基礎を成すものであることを考慮し、

国際連合加盟国の国民が、国際連合憲章において、基本的人権並びに人間の尊厳及び価値に関する信念を改めて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩及び生活水準の向上を促進することを決意したことに留意し、

国際連合が、世界人権宣言及び人権に関する国際規約において、すべての人は人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、出生又は他の地位等によるいかなる差別もなしに同宣言及び同規約に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明し及び合意したことを認め、

国際連合が、世界人権宣言において、児童は特別な保護及び援助についての権利を享有することができることを宣明したことを想起し、

家族が、社会の基礎的な集団として、並びに家族のすべての構成員特に児童の成長及び福祉のための自然な環境として、社会においてその責任を十分に引き受けることができるよう必要な保護及び援助を与えられるべきであることを確信し、

児童が、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきであることを認め、

児童が、社会において個人として生活するため十分な準備が整えられるべきであり、かつ、国際連合憲章において宣明された理想の精神並びに特に平和、尊厳、寛容、自由、平等及び連帯の精神に従って育てられるべきであることを考慮し、

児童に対して特別な保護を与えることの必要性が、1924年の児童の権利に関するジュネーヴ宣言及び1959年11月20日に国際連合総会で採択された児童の権利に関する宣言において述べられており、また、世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約（特に第23条及び第24条）、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（特に第10条）並びに児童の福祉に係る専門機関及び国際機関の規程及び関係文書において認められていることに留意し、

児童の権利に関する宣言において示されているとおり「児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法的保護を含む特別な保護及び世話を必要とする。」ことに留意し、

国内の又は国際的な里親委託及び養子縁組を特に考慮した児童の保護及び福祉についての社会的及び法的な原則に関する宣言、少年司法の運用のための国際連合最低基準規則（北京規則）及び緊急事態及び武力紛争における女子及び児童の保護に関する宣言の規定を想起し、

極めて困難な条件の下で生活している児童が世界のすべての国に存在すること、また、このような児童が特別な配慮を必要としていることを認め、

児童の保護及び調和のとれた発達のために各人民の伝統及び文化的価値が有する重要性を十分に考慮し、

あらゆる国特に開発途上国における児童の生活条件を改善するために国際協力が重要であることを認めて、

次のとおり協定した。

(略)

第2条

- 1 締約国は、その管轄の下にある児童に対し、児童又はその父母若しくは法定保護者の人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治的意見その他の意見、国民的、種族的若しくは社会的出身、財産、

心身障害、出生又は他の地位にかかわらず、いかなる差別もなしにこの条約に定める権利を尊重し、及び確保する。

- 2 締約国は、児童がその父母、法定保護者又は家族の構成員の地位、活動、表明した意見又は信念によるあらゆる形態の差別又は処罰から保護されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。

第3条

- 1 児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益が主として考慮されるものとする。
- 2 締約国は、児童の父母、法定保護者又は児童について法的に責任を有する他の者の権利及び義務を考慮に入れて、児童の福祉に必要な保護及び養護を確保することを約束し、このため、すべての適当な立法上及び行政上の措置をとる。
- 3 締約国は、児童の養護又は保護のための施設、役務の提供及び設備が、特に安全及び健康の分野に関し並びにこれらの職員の数及び適格性並びに適正な監督に関し権限のある当局の設定した基準に適合することを確保する。

(略)

第6条

- 1 締約国は、すべての児童が生命に対する固有の権利を有することを認める。
- 2 締約国は、児童の生存及び発達を可能な最大限の範囲において確保する。

(略)

第12条

- 1 締約国は、自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする。
- 2 このため、児童は、特に、自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の手続において、国内法の手続規則に合致する方法により直接に又は代理人若しくは適当な団体を通じて聴取される機会を与えられる

第13条

- 1 児童は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。
- 2 1の権利の行使については、一定の制限を課することができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。
 - a. 他の者の権利又は信用の尊重
 - b. 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

第14条

- 1 締約国は、思想、良心及び宗教の自由についての児童の権利を尊重する。
- 2 締約国は、児童が1の権利を行使するに当たり、父母及び場合により法定保護者が児童に対しその発達しつつある能力に適合する方法で指示を与える権利及び義務を尊重する。
- 3 宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であって公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。

第15条

- 1 締約国は、結社の自由及び平和的な集会の自由についての児童の権利を認める。
- 2 1の権利の行使については、法律で定める制限であって国の安全若しくは公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳の保護又は他の者の権利及び自由の保護のため民主的社會において必要なもの以外のいかなる制限も課することができない。

第16条

- 1 ickanarukidō mo, sono shisei, kazoku, jūjū shōshoku wa tsūhin ni taishite sōitetsu ni shōshoku wa hōhō ni kanshō sareba mata wa meiyō jibū yōin o hōhō ni kōshō sarenaï.
- 2 ickō wa, 1 no kanshō mata wa kōshō taishite hōritsu no hōgo o ukeru kenri o yōsuru.
(略)

第23条

- 1 締約国は、精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める。
- 2 締約国は、障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する。
- 3 障害を有する児童の特別な必要を認めて、2の規定に従って与えられる援助は、父母又は当該児童を養護している他の者の資力を考慮して可能な限り無償で与えられるものとし、かつ、障害を有する児童が可能な限り社会への統合及び個人の発達（文化的及び精神的な発達を含む。）を達成することに資する方法で当該児童が教育、訓練、保健サービス、リハビリテーション・サービス、雇用のための準備及びレクリエーションの機会を実質的に利用し及び享受することができるように行われるものとする。
- 4 締約国は、国際協力の精神により、予防的な保健並びに障害を有する児童の医学的、心理学的及び機能的治療の分野における適当な情報の交換（リハビリテーション、教育及び職業サービスの方法に関する情報の普及及び利用を含む。）であってこれらの分野における自国の能力及び技術を向上させ並びに自国の経験を広げることができるようにすることを目的とするものを促進する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第24条

- 1 締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
- 2 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適当な措置をとる。
 - a. 幼児及び児童の死亡率を低下させること。
 - b. 基礎的な保健の発展に重点を置いて必要な医療及び保健をすべての児童に提供することを確保すること。
 - c. 環境汚染の危険を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に容易に利用可能な技術の適用により並びに十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 - d. 母親のための産前産後の適当な保健を確保すること。
 - e. 社会のすべての構成員特に父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む。）並びに事故の防止についての基礎的な知識に関して、情報を提供され、教育を受ける機会を有し及びその知識の使用について支援されることを確保すること。
 - f. 予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービスを発展させること。
- 3 締約国は、児童の健康を害するような伝統的な慣行を廃止するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
- 4 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、国際協力を促進し及び奨励することを約束する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

(略)

第28条

- 1 締約国は、教育についての児童の権利を認めるものとし、この権利を漸進的にかつ機会の平等

を基礎として達成するため、特に、

- a. 初等教育を義務的なものとし、すべての者に対して無償のものとする。
 - b. 種々の形態の中等教育（一般教育及び職業教育を含む。）の発展を奨励し、すべての児童に対し、これらの中等教育が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとし、例えば、無償教育の導入、必要な場合における財政的援助の提供のような適当な措置をとる。
 - c. すべての適当な方法により、能力に応じ、すべての者に対して高等教育を利用する機会が与えられるものとする。
 - d. すべての児童に対し、教育及び職業に関する情報及び指導が利用可能であり、かつ、これらを利用する機会が与えられるものとする。
 - e. 定期的な登校及び中途退学率の減少を奨励するための措置をとる。
- 2 締約国は、学校の規律が児童の人間の尊厳に適合する方法で及びこの条約に従って運用されることを確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 3 締約国は、特に全世界における無知及び非識字の廃絶に寄与し並びに科学上及び技術上の知識並びに最新の教育方法の利用を容易にするため、教育に関する事項についての国際協力を促進し、及び奨励する。これに関しては、特に、開発途上国の必要を考慮する。

第29条

- 1 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
 - a. 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - b. 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - c. 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - d. すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - e. 自然環境の尊重を育成すること。
- 2 この条又は前条のいかなる規定も、個人及び団体が教育機関を設置し及び管理する自由を妨げるものと解してはならない。ただし、常に、1に定める原則が遵守されること及び当該教育機関において行われる教育が国によって定められる最低限度の基準に適合することを条件とする。

(略)

第31条

- 1 締約国は、休息及び余暇についての児童の権利並びに児童がその年齢に適した遊び及びレクリエーションの活動を行い並びに文化的な生活及び芸術に自由に参加する権利を認める。
- 2 締約国は、児童が文化的及び芸術的な生活に十分に参加する権利を尊重しかつ促進するものとし、文化的及び芸術的な活動並びにレクリエーション及び余暇の活動のための適当かつ平等な機会の提供を奨励する。

第32条

- 1 締約国は、児童が経済的な搾取から保護され及び危険となり若しくは児童の教育の妨げとなり又は児童の健康若しくは身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある労働への従事から保護される権利を認める。
- 2 締約国は、この条の規定の実施を確保するための立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。このため、締約国は、他の国際文書の関連規定を考慮して、特に、
 - a. 雇用が認められるための1又は2以上の最低年齢を定める。
 - b. 労働時間及び労働条件についての適当な規則を定める。
 - c. この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則その他の制裁を定める。

(略)

第34条

締約国は、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する。このため、

締約国は、特に、次のことを防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる。

- a. 不法な性的な行為を行うことを児童に対して勧誘し又は強制すること。
- b. 売春又は他の不法な性的な業務において児童を搾取的に使用すること。
- c. わいせつな演技及び物において児童を搾取的に使用すること。

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】

平成12年法律第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

【人権教育・啓発に関する基本計画(抄)】

平成14年3月(国計画)

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号、同年12月6日公布・施行。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定するものである。

我が国では、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の下で、人権に関する諸制度の整備や人権に関する諸条約への加入など、これまで人権に関する各般の施策が講じられてきたが、今日においても、生命・身体の安全にかかわる事象や、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別その他の人権侵害がなお存在している。また、我が国社会の国際化、情報化、高齢化等の進展に伴って、人権に関する新たな課題も生じてきている。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。政府は、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととする。

1 人権教育・啓発推進法制定までの経緯

人権教育・啓発の推進に関する近時の動きとしては、まず、「人権教育のための国連10年」に関する取組みを挙げることができる。すなわち、平成6年（1994年）12月の国連総会において、平成7年（1995年）から平成16年（2004年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されたことを受けて、政府は、平成7年12月15日の閣議決定により、内閣総理大臣を本部長とする人権教育のための国連10年推進本部を設置し、平成9年7月4日、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（以下「国連10年国内行動計画」という。）を策定・公表した。

また、平成8年12月には、人権擁護施策推進法が5年間の時限立法として制定され（平成8年法律第120号、平成9年3月25日施行）、人権教育・啓発に関する施策等を推進すべき国の責務が定められるとともに、これらの施策の総合的な推進に関する基本的事項等について調査審議するため、法務省に人権擁護推進審議会が設置された。同審議会は、法務大臣、文部大臣（現文部科学大臣）及び総務庁長官（現総務大臣）の諮問に基づき、「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」について、2年余の調査審議を経た後、平成11年7月29日、上記関係各大臣に対し答申を行った。

政府は、これら国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきたところであるが、そのより一層の推進を図るためには、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、平成12年11月、議員立法により法案が提出され、人権教育・啓発推進法として制定される運びとなった。

2 基本計画の策定方針と構成

(1) 基本計画の策定方針

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」（第3条）と規定し、基本計画については、「国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。」（第7条）と規定している。

人権教育・啓発の推進に当たっては、国連10年国内行動計画や人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申などがその拠り所となるが、これまでの人権教育・啓発に関する様々な検討や提言の趣旨、人権教育・啓発推進法制定に当たっての両議院における審議及び附帯決議、人権分野における国際的潮流などを踏まえて、基本計画は、以下の方針の下に策定することとした。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組みが不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国連10年国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

3 策定経過・策定委員名簿

【策定経過】

開催日・実施日	開催事項・実施事項
平成30年（2018年）5月28日	第1回策定委員会開催
平成30年（2018年）7月11日	第2回策定委員会開催
平成30年（2018年）8月13日	第3回策定委員会開催
平成30年（2018年）10月10日 ～11月9日	パブリックコメント実施
平成30年（2018年）11月26日	第4回策定委員会開催

【策定委員名簿】

委員氏名	役職	職業等
神原 文子	委員長	神戸学院大学 現代社会学部教授
池上 妙子	副委員長	西宮人権擁護委員協議会 会長
山田 哲也	委員	西宮市人権・同和教育協議会 会長
松本 祐子	委員	西宮市PTA協議会 副会長
仲島 正教	委員	若手教師応援セミナー「元気塾PLUS」代表
池 牧子	委員	公募市民
坂本 恭子	委員	公募市民

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画

発行日 平成31年(2019年)4月
発行 西宮市・西宮市教育委員会
編集 西宮市 市民局 人権推進部 人権平和推進課
〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10-3
TEL 0798-35-3319

第2次西宮市人権教育・啓発に関する基本計画

